

第五回國會 大藏委員會會議錄 第二十号

昭和二十四年四月二十三日(土曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事島村 一郎君 理事塚田十一郎君

理事宮崎 靖君 理事荒木萬壽夫君

理事風早八十二君

石原 登君

岡野 清豪君

北澤 直吉君

前尾繁三郎君

吉田 省三君

河田 賢治君

出席政府委員

大藏政務次官 中野 武雄君

(主税局長) 平田敬一郎君

大藏事務官 愛知 操十君

(銀行局長) 大藏事務官 長(管理局財務部) 内藤 敏男君

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

四月二十二日
國民金融公庫法案(内閣提出第七六号)

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

同日
未復員者給與法の一部改正に関する請願(廣川弘禪君外一名紹介)(第四七〇号)

乾海苔に対する物品税撤廃の請願(柳澤義男君紹介)(第四八三号)

第一類第七号 大藏委員會會議錄 第二十号 昭和二十四年四月二十三日

医薬品類に対する取引高税免除の請願(塚田十一郎君外一名紹介)(第五一九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

揮発油税法案(内閣提出第五七号)

酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

國民金融公庫法案(内閣提出第七六号)

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

〇川野委員長 ただいまより會議を開きます。

昨二十二日本委員会に付託に相なりました國民金融公庫法案、及び日程を追加して同日付託に相なりました有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたしまして、まず政府の説明を求めます。中野政務次官。

國民金融公庫法案
目次

第一章 總則(第一條―第九條)

第二章 國民金融審議會(第十條―第十三條)

第三章 役員及び職員(第十四條―第十七條)

第四章 業務(第十八條―第二十七條)

第五章 會計(第二十八條―第三十七條)

第六章 監督(第三十八條―第三十九條)

第七條 附則(第三十一條―第三十三條)

第八章 雜則(第三十四條―第四十九條)

第一章 總則

第一條 國民金融公庫は、庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他の一般の金融機關から資金の融通を受けることを困難とする國民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行ふことを目的とする。

(法人格)
第二條 國民金融公庫(以下「公庫」といふ。)は、公法上の法人とする。公庫は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十五條又は商會社その他の社團に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に定める商會社ではない。

(事務所)
第三條 公庫は、主たる事務所を東京に置く。
2. 公庫は、大藏大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置くことができる。但し、その数は、東京都、北海道及び福岡縣において二、その他の府縣においては一をこえることができない。

(業務の代理)
第四條 公庫は、大藏大臣の認可を受けて、他の金融機關にその業務の一部を代理させることができる。
2. 公庫は、前項の規定により金融機關にその業務の一部を代理せよとするときは、その金融機關に対して代理業務に関する準則を示さなければならない。

(資本金)
第五條 公庫の資本金は、十三億円とする。但し、國會の議決を経て、これを増加することができ。
2. 公庫の資本金は、政府がその全額を出資する。
3. 政府の出資に係る資金は、第二十三條の規定による場合、國會の議決を経た金額の範圍内業務上必要な不動産を取得する場合、庶民金庫から承継した日本銀行からの借入金返済する場合及び國會の議決を経て経費に充てる場合を除く外、第十八條の規定による小口貸付の業務に充てなければならない。

員以外のもの三人

4 前項に掲げる委員は、通貨発行審議会の推薦に基き、内閣の承認を得て大蔵大臣が任命する。

5 委員を任命する場合において、その委員の選定に当つては、各地域における利益が適当に代表されるように相當の考慮を拂わなければならない。

6 委員のうち一人を委員長とする。委員長は、委員の互選により定める。

7 委員の任期は、二年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、第三項第二号の委員の半数及び同項第三号の委員のうち一人については、それぞれ一年とする。

8 委員が心身の故障その他の事由に因り職務を行うに適しないこととなつたときは、大蔵大臣は、通貨発行審議会の議を経て、これを解任することができる。

9 委員が欠員となつたときは、二月以内に補欠の委員を任命しなければならぬ。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10 委員は、再任されることができ

11 委員長及び委員は、その勤務に對し報酬を受けない。但し、会合出席のため、又は特に公庫の業務のために費された時間に対する相應の日当及び会合出席のため、又は公庫の業務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。

12 審議会は、少くとも年に四回開かなければならない。

13 前各項に定めるものの外、審議

会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十一條 公庫に、役員として、總裁、副總裁各一人、理事四人及び監事二人を置く。

(役員の職務権限)

第十二條 總裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁を補佐して公庫の事務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁及び副總裁を補佐して公庫の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員任命)

第十三條 總裁及び監事は、審議会の推薦に基き、内閣の承認を得て大蔵大臣が任命する。

2 副總裁及び理事は、總裁が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十四條 總裁、副總裁、理事及び監事の任期は、四年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。

2 總裁、副總裁、理事及び監事は、再任されることができ

3 總裁、副總裁、理事及び監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十五條 公庫と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 總裁、副總裁及び理事は、公庫の職員の中から、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員の地位)

第十七條 公庫の役員及び職員(常時公庫に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇ふられる者以外のものをいう。以下同じ。)は、國家公務員とする。

第四章 業務

(業務の範囲)

第十八條 公庫は、第一條に掲げる目的を達成するため、大蔵大臣が審議会の議を経て定める計画及び指示に従い、生業資金の小口貸付の業務を行う。

2 前項に規定する「生業資金の小口貸付」とは、独立して事業を遂行する意思を有し、且つ、適切な事業計画を持つ者で、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対して、小口の事業資金を供給すること

とをい、生活困窮者に対する救済資金の供給を意味するものと解釋してはならない。

(業務方法書)

第十九條 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、審議会の議を経なければならない。

3 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限並びに第四條第二項の規定による代理業務に關する準則を記載しなければならない。

(事業計画及び資金計画)

第二十條 公庫は、毎事業年度において当該事業年度の予算の添附書類に定める計画に適合するように、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを大蔵大臣に提出し、審議会の議を経て行うその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第五章 會計

(予算及び決算)

第二十一條 公庫の予算及び決算に關しては、公庫等の予算及び決算の暫定措置に關する法律(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

(利益金の処分)

第二十二條 公庫は、毎事業年度の決算上利益金を生じたときは、これを國庫に納付しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十三條 公庫は、その業務上の余裕金をもつて、公債若しくは復興金融債券を保有し、又はこれを大蔵省預金部へ預け入れて運用することができる。

(債権の條件変更等)

第二十四條 公庫から資金の貸付を受けた者が災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、公庫は、審議会の議を経て、貸付條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることができ

(資金の交付)

第二十五條 公庫は、第四條第二項の規定により業務を代理する金融機關に對し貸付に必要な資金を交付することができる。

(不動産の取得)

第二十六條 公庫は、國会の議決を経た金額をこえて、業務上必要な不動産を取得することができない。但し、第四十四條第一項の規定により庶民金庫及び恩給金庫から不動産を譲り受けた場合は、この限りでない。

(會計帳簿)

第二十七條 公庫は、大蔵大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要なる帳簿を備えなければならない。

(監督)

第二十八條 公庫は、大蔵大臣が監督する。但し、公庫を當事者又は参加人とする訴訟については、法務總裁が監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(役員)の解任

第二十九條 大蔵大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公庫の役員として不適当と認められるとき。

2 前項第四号の規定により解任しようとするときは、大蔵大臣は、あらかじめ審議会の議を経なければならぬ。

(報告及び検査)

第三十條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公庫に対して報告をさせ、又は職員をしてその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により大蔵省の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

第七章 罰則

第三十一條 公庫の役員又は職員が前條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の規定に基く命令に違反して登記をしたことを怠り、又は不正の登記をしたとき。

三 第十八條第一項の規定に違反して生業資金の小口貸付の業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十八條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第三十三條 第八條の規定に違反して國民金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第八章 雜則

(他の法令の準用)

第三十四條 訴願法(明治二十三年法律第五号)その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公庫を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(共済組合)

第三十五條 公庫の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「國民金融公庫」と、「各省各廳の長」とあるのは「國民金融公庫總裁」と、同法第六十九條(同條第一項第三号を適用する場合を除く。)及び第九十二條中「國庫」とあるのは「國民金融公庫」と、同法第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「國民金融公庫を代表する者」と読み替へるものとする。

第三十六條 國庫は、公庫に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

(健康保險等との關係)

第三十七條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項及び厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第十六條ノ二の規定の適用については、公庫の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

(災害補償)

第三十八條 公庫の役員及び職員は、その災害補償については、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律(昭和二十三年法律第六十七号)の規定を適用する。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公庫の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償を要する費用は、公庫が負担する。

(失業保險)

第三十九條 失業保險法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公庫の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第四十條 國庫は、公庫がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

(經過規定)

第四十一條 大蔵大臣は、通貨発行審議会の推薦に基き、第十條第三項各号に該当する者並びに庶民金融庫及び恩給金庫を代表する者のうちから、設立委員を命じて、公庫の設立に關する事務を処理せしめる。

第四十二條 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、資本金の拂込の請求をしなければならぬ。

第四十三條 資本金の拂込があつた日において、設立委員は、その事務を公庫の總裁に引き継がなければならない。

2 總裁が前項の事務の引継を受け、た日において、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、設立の登記

をしなければならない。

3 公庫は、設立の登記をすることにより成立する。

第四十四條 庶民金融庫及び恩給金庫は、公庫成立のときに解散するものとし、その権利義務は、公庫が承継する。

2 大蔵大臣は、庶民金融庫及び恩給金庫の解散の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

3 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

4 前項の登記については、登録税を課さない。

第四十五條 公庫は、前條第一項の規定により、庶民金融庫及び恩給金庫から承継した債權債務のうち左に掲げるものに係るものについては、特別勘定を設けてこれを整理し、政令の定めるところにより、公庫の運営の健全性を害しない範圍においてなるべくすみやかに、これを整理しなければならない。

一 庶民金融庫(昭和十三年法律第五十八号)第十七條第三号の規定による資金の融通、同條第三号の規定による損失補償及び同條第四号の規定による預金の受入(同條第五号の規定によるこれらの業務に附帶する事業を含む。)並びに同法第十七條ノ二の規定による預金の受入及び資金の貸付

二 恩給金庫法(昭和十三年法律第五十七号)第十八條各号に掲げる業務

三 庶民金庫法第十八條又は恩給金庫法第二十二條の規定により

余裕金の運用として保有する有価証券であつて第二十三條に規定するもの以外のものの保有前項の規定により特別勘定として整理する債権債務については、その整理を完了するまでは、公庫は、第十八條第一項の規定にかかわらず、その業務を行うことができる。

3 公庫は、前條第一項の規定により恩給金庫の権利義務を承継する場合において、この法律施行地内にある事務所がこの法律施行地外にある事務所に対する貸又は借があるときは、その貸又は借を第一項の特別勘定に属させなければならない。

第四十六條 第四十四條第一項の規定による庶民金庫及び恩給金庫から公庫への有価証券の移轉については、有価証券移轉税を課さない。

第四十七條 公庫は、金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）第三十六條の八第一項の規定及び第四十一條の二から第四十一條の五までの規定の適用に関しては、庶民金庫及び恩給金庫の事業の譲受につき、これらの規定に定める譲渡金融機関からその事業の全部の譲渡を受けた金融機関とみなす。

第四十八條 この法律に規定するものの外、公庫の設立、公庫による庶民金庫及び恩給金庫の業務の引継並びに庶民金庫及び恩給金庫の解散に關し、必要な事項は、政令

で定める。

第四十九條 第八條の規定は、この法律施行の際現に國民金融公庫又はこれに類する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第十六項まで（附則第十二項を除く。）の規定は、公庫成立の日から施行する。

2 恩給金庫法及び庶民金庫法は、廃止する。

3 恩給金庫法中恩給債券に關する規定は、前項の規定にかかわらず、第四十四條第一項の規定により公庫に承継される恩給債券について、なおその効力を有する。

4 恩給金庫法及び庶民金庫法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、これらの法律は、なおその効力を有する。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條ノ二を次のように改める。

第六條ノ二 削除

第十九條第二号ノ二を第二号ノ三とし、第二号ノ三を第二号ノ四とし、第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 國民金融公庫自己ノ爲ニスル登記又ハ登録

同條第七号中「恩給金庫」、「庶民金庫」、「恩給金庫法」及び「庶民金庫法」を削り、同條第十八号中「庶民金庫」を削る。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ三を次のように改める。

五ノ三 國民金融公庫ノ発スル証券、帳簿

同條第六号ノ二を次のように改める。

六ノ二 削除

7 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項但書及び第七十五條第四項を削る。

8 無盡業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第四号中「若ハ庶民金庫」を削る。

9 無盡会社は、無盡業法第十條の改正規定にかかわらず、第四十五條第一項の規定による公庫の特別勘定の整理の完了するまでは、従来の庶民金庫への預け金に相当する営業上の資金を公庫への預け金に運用することができる。

10 經濟關係罰則の整備に關する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則別表甲号六及び七を次のように改める。

六 削除

七 削除

11 前項の規定施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 通貨発行審議會法（昭和二十二年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

のように改正する。

第一條第一項中「日本銀行法」の下に「及び國民金融公庫法」を加える。

13 取引高税法（昭和二十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「恩給金庫、庶民金庫、復興金融公庫を復興金融公庫、國民金融公庫」に改める。

14 地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第十二号を次のように改める。

十二 國民金融公庫及び復興金融公庫の事業

15 公團等の予算及び決算の暫定措置に關する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「庶民金庫」を「國民金融公庫」に改める。

16 公團等の予算及び決算の暫定措置に關する法律の規定に基いて成立した庶民金庫の昭和二十四年度の予算のうち、公庫の成立の日の前日までに執行されなかつたものは、公庫の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案

号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十四條を次のように改める。

第十四條 總理廳令で定める株式会社は、總理廳令で定める日（以下指定日という。）における株主名簿に記載された株主で五千株以上の株式（無議決権株を除く。以下同じ。）を有するものにつき、その住所及び氏名又は名称並びにその者の有する株式の種類及び数を、指定日から三十日以内に協議会に報告しなければならない。

前項の規定により報告のあつた株主に係る報告事項につき異動を生じたときは、当該株式会社は、總理廳令の定めるところにより、異動に係る事項を協議会に報告しなければならない。但し、当該株主の所有する株式の数が五千株を下ることとなつたことを協議会に報告した後においては、この限りでない。

第一項の株式会社は、同項の規定により報告のあつた株主（前項但書の規定により、その株主に係る報告事項の異動につき協議会に對する報告をすることを要しなくなつた株主を除く。）以外の株主で五千株以上の株式を有することとなつたものがあるときは、前項の報告をなす際、当該株主について第一項の事項を報告しなければならない。

第二項の規定は、前項の規定により報告のあつた株主に係る報告事項に異動を生じた場合に、これを準用する。

第一項又は第三項の規定により

報告のあつた株主がその所有する株式の議決権を委任したときは、当該株式会社は、総理廳令の定めるところにより、株主總會の会日後二週間以内にその議決権の委任に関する事項を協議会に報告しなければならぬ。

第一項の株式会社は、総理廳令の定めるところにより、株主總會の会日における株式の分布状況の報告書を当該会日後二週間以内に協議会に提出しなければならぬ。

前六項の規定は、総理廳令の定めるところにより、株式会社以外の法人で総理廳令で定めるものについて、これを準用する。

第二項又は前項の株式会社又は法人(以下指定法人という。)が解散したときは、政令で定める者は、遅滞なくその旨を協議会に報告しなければならない。

第十四條の二 協議会は、前條の規定による報告事項に關し必要な調査をするため、その職員をして指定法人の役員若しくは職員の出頭を求めて質問させ、又は指定法人に帳簿書類その他必要な物件の提出を求めることができる。

第二十條中「一萬元」を「十萬元」に改め、同條第四号中「第十四條第一項又は第二項」を「第十四條第一項から第七項まで」に改める。

第三十一條中「一萬元」を「十萬元」に改める。
第三十二條中「一萬元」を「三萬元」に改める。
第二十四條に次の一号を加える。

三、第十四條の二の規定による出頭をせず、質問に答弁せず、虚偽の答弁をし、又は必要な物件を提出せず、若しくは虚偽の事項を記載した帳簿書類その他虚偽の物件を提出した者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の有價証券の処分の調整等に関する法律第十四條の指定法人で改正後の指定法人であるものが同條の規定によりした報告で、改正後の同法第十四條第一項(同條第七項において準用する場合を含む。)の規定により報告を要する株主又は出資者に係るものは、改正後の同法の規定によりしたものとみなす。

○中野政府委員 これより説明いたします。

國民金融公庫法案の提案理由を御説明いたします。一般の金融機関から資金の供給を受けることが困難な國民大衆に対して、その生活の再建をはかるために必要な資金を供給し、民生の安定と社会秩序の維持をはかることの必要なることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。しかして從來右のような金融を担当しておりました庶民金融庫と恩給金融庫は、金融機関再建整備法による最終処理の結果、庶民金融庫についてはその資本金の全額を、恩給金融庫についてはその資本金の九割を損失補填のために切捨てられたため、かような金融を担当する能力を失つたのであります。その機構の整備を必要とするに至つたのであります。

す。従つてこの際右両金融庫の機能が比較的類似している点を考慮し、兩者を統合して新たに國民金融公庫を設立し、一般金融機関の供給すること困難な國民大衆に対する金融を行わしめようとするものであります。

この國民金融公庫は、その行方金融の性質上資本金を一般に仰ぐことが困難でありますため、その資本金は政府の全額出資によることとし、昭和二十四年度において十三億円の政府出資を予定しております。次に業務の範囲としては國民大衆の生活再建のため緊要な小口の事業資金の供給に限ることとし、生活資金その他消費的な資金の供給を行わねこととするともに、從來庶民金融庫の行つていた無盡會社及び市街地信用組合の中央機關業務、恩給金融庫の行つていた恩給担保の貸付業務等については、今後これを行わねこととしたしました。

以上のような性格と業務内容を持つ公庫については、その業務の民主的な運営を確保するため、國民金融審議會が設置され、業務の運営に関する重要事項につき大蔵大臣の諮問に應じ、また進んで意見を述べることになりま。この審議會の委員は関係官廳の代表のほか、産業各界及び國民各層の代表者をもつて構成されるのであります。さらにまた公庫が政府の全額出資による機関であるという特殊性に基づき、その役員及び職員は國家公務員として取扱われるとともに、その会計に關しては、公庫等の予算及び決算の暫定措置に関する法律に基き、公庫の予算決算について國會の議決を経ることとし、その経理の適実を期することとしたのであります。

以上が國民金融公庫法案の概要であります。すみやかに御審議の上御賛成あらんことを切望します。

次に有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

今回改正しようとした点とは、株主登録制度の簡素合理化ということであり、現在の制度のもとでは、株主の登録を要する会社として、比較的小規模の会社が指定せられ、これらの会社は指定を受けた際、その株主全部について証券処理調整協議会に報告し、爾後毎月これら全株主の異動について報告をすることとなつております。ところが今回、株主登録制度の範囲を拡張し、大会社に株主の登録をさせる必要が生じたのであります。さきわめて多数の株主を有する会社が零細なる株主に至るまで、その異動を逐一報告することは煩瑣にたえませんので、本制度を簡素合理化し、五千株以上の株主についてのみ登録をすれば足ることとするともに、株式分布状況報告書等を提出させ、株式民主化の実態を報告せよとするものであります。このほか、さきに閉鎖機關の特殊清算人の地位を解かれました日本銀行を、証券処理調整協議会の協議員から除く等、若干の改正をいたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長 次に揮発油税法案及び酒税法等の一部を改正する法律案を一

括議題といたしました。質疑を継続いたします。内藤友明君。

○内藤(友)委員 酒税法等の一部を改正する法律案につきまして、二、三お尋ねしたいと思ひます。

私の時間はごく短いのでありますから、要点だけをお尋ねしたいと思ひます。今日の政治問題で何と申し上げても一番大きいものは、税金の問題であると思ひます。この税金の問題のために、上るべき生産が上らないようなこととなり、また人心をして何となく暗くしてあることも見受けられるのであります。ことにこの問題で根本的なことは、納税者と徴税者とが極端に对立關係にあるということであり、これはまことに遺憾しごくなことでありまして、今日、日本の國におきまして、これほど困つた問題はないと思ひます。納税者は、税金というものは、何だか知らぬ、ただとられるものだといふふうに考へられて、で

きるだけ納めないうちにいたします。従つてこのごろの事業の経営というものは、できるだけ合理的に脱税するといふことが、その根本要件だと考へるようになって來ました。言葉をかえて申しますと、経営者の理論は、今日はまつたく一変したかのとき感じを與えられるのであります。ところでまた一方、税務署側からいたしますと、税務署側は税務署側で、税金というものは、とにかくとるものだといふことになりまして、税務官吏もこれは人であり、考へるから、氣持の上でいろいろ考へることがある。かりに納税者に対して反感でも持つておきますと、その反感のため、何とかひとつ腹いせといふふうなことで税金をとる。こ

うふうなことで、これは少々極端な言い方でありますが、とにかく強権を用いて徴税にとりかかっているというところであります。今日、税務官吏ほど国民から嫌われておるものはないと思います。警察官吏よりもこのごろははなはだしきではないかと思うのであります。この両者に対立関係のあることを何とか緩和するということが、政府のあげてやるべき問題ではないかと思うのであります。國民に對しましては、國及び地方の財政状況をよく知らしめて、こういうふうな金がかかるのであるから、どうしても納めてもらわなければならぬというふうな、いわゆる民族の自立に對する崇高なる義務であるということを教えなければならぬ。もちろんこういうことに對しまして、租税完納運動中央本部というものも設けられておるのであります。が、この運動だけではまだ物足らぬと思います。また神田の共立講堂で映画をやりましたり、漫才をやりましたり、そのあとで平田局長が御講演をなさつて、なか／＼これも効果があるものであります。そういうふうなことでなければ、私はこの両者の対立関係を緩和することにはならぬのではないかと。國の政治がもつこの問題を取上げてやらなければならぬのではないかと思うのであります。そういうことにつきましまして積極的な施策を、これは主税局だけの問題ではないのであります。が、大蔵省全体としてお考えなさることではないか。どうか。まずそういうことをお尋ねいたしたいと思います。

○平田(敬)政府委員 内藤委員のまことにごもつともな御意見でございまして、私もいかにすれば円滑に、よく理解をしてもらつて納税していただくか、このことに努めるのが最も緊要なことだと思つておるのでございまして、それにつきましまして役所側といたしまして、根本はできるだけ適切な調査をやつて、公平に納税していただくような措置をとるということ、が、何よりも大事だと思つて、それと同時に、實際私どもしじゆう注意しておるのでもありますが、その納税者に對する場合には、よく懇切丁寧に内容を説明しまして、納税をして納めてもらうようにすることは、やがて申しておるのでございまして、が、何といたしまして税金の負担が相当高いのと、それからいま一つは、納税者の数が多数ある。それと、今まではあまり実は納税していられた方々が、新たに所得税の納税者等に多数入つておられるというふうなこともございまして、その辺をうまくやるのには、実は苦心をいたしておるのでございまして、従いましてこういう点につきましまして、まず今後努力いたしまして、少しでも毎年よくなるように持つて行きたい。一ぺんによくなるということは、私の機会になか／＼申し上げにくいと思つて、とにかく去年よりはよいと思はれよう。持つて行くと、こういうふうなところへ持つて行くべく全力をあげてみたいと思つております。今御指摘のように、予算の内容容なり、税法の趣旨、内容等をよく國民にわかつていただくというのが、何と申しましても、一番大事なことだと思つておられます。ただこれにつきましまして、單に役人が言うよりも、むしろ國會の議員の方々がそういうことにつきましまして、大いに啓蒙、啓蒙を

していただきますれば、その方がむしろ非常に有効かと考えるような次第であります。このことは單に役所だけのことでないか／＼うまく行かないと考へますので、役所といたしましてはできる限りよく丁寧に調べまして、懇切丁寧に納税者に當るといふことによりまして、極力摩擦を少なくして、円滑に納税ができるようにということに努めたいと思つて、同時に社會の有識者層におきまして、ほんとうに理解ある態度をもつていろいろお骨折りを願ひます。ならば、何とかして、相当重いが、不平不満を少くして納まるように持つて行きたい。かように私も考へておる次第でございまして、納税宣傳等につきましても、今御指摘のやうなことは、この段階にありましてはたいして実は重要性がない。むしろ予算の内容容なり、税法の内容容なり、課税の方法等につきましまして、具体的にわかかつていただくということに、われわれといたしましては全力をあげて盡して行く、かように考へておる次第でございまして。

○内藤(友)委員 次に農業所得税について、二お伺いしたいのであります。農業所得の計算方法につきましては、昨年の六月、私も當局と詳細打合せまして、委員会でもまとめめたのであります。従つて今年は昨年の二、三月のやうなああいうむづかやなことはなかつたのであります。まことにこの点は喜ばしいと思つております。しかしまだ十分でないところが残つておるのであります。一例を具体的に申し上げますと、自家消費の米の計算のやり方でありまして、昨年の一月から十二月までの自家用米は、政府の計算によりまして一石三千六百八十二圓の計算であります。しかし實際は一月から六月までのものは一千七百五十圓であります。七月から十月までの分は一千八百六十四圓の米代であります。三千六百八十二圓のものは十一月、十二月の消費の分だけでありまして、こういうことになるのであります。かりにここにその農家が六石消費するということにいたしますと、税務署側の計算によりまして二万二千九十二圓となります。しかしこれはほんとうの計算をいたしますと、一万九千八百七十八圓であります。その間二千二百十四圓というものは、税務署側が収入にあらざる収入として計算をして、これに對する税金をとつておられるということになつておるのであります。こういうことはつきりしたひとつの誤りでありまして、もちろんこの所得税全般につきまして、近くアメリカから専門の方がお見えになるといふのであります。そういう専門の方がお見えになる前に、こういう明確にわかつておる誤りを正しておきませんと、なるほど日本の國はさういふまじいことをやつてゐるのかというふうな、笑われるのじやないかと思つてあります。が、大蔵省の方でこういう明確なものを、さつそくお改めなさるやうな氣持がどうか、それをお尋ねしたいのであります。

○平田(敬)政府委員 農業所得につきましましては、御指摘のように昨年度の大蔵委員会で非常な／＼御検討を願ひまして、私もさういふ趣旨に極力即應しますように、所得の標準率等の作成につきましても具体的に指導いたしまして、標準率も大多数公表いたしまして、できまして、今のお話のように、ところによりましては非常に成績がよくなりまして、ほとんど申告だけで済ませておるところが全國で相当あります。これは、御指摘の通りであります。つきましては、この方法については本年度もさらに一段と検討を加えまして、円滑に参るようになつてまいと思つております。今御指摘の農業所得を計算する場合の農家の自家用米、あるいは自家消費の所得の計算の問題であります。これは御説のやうな考へ方もありまして、私も承知いたしております。が、所得税法の根本的な建前といたしましては、毎年收穫した農作物は收穫した年度の収入にする。一定の生産費を費しまして、それに対しまして一定の年に農作物が收穫になる。その收穫物はその收穫した年度の収入にする。これが所得税法の所得の計算上の原則に実はいたしております。これは明治初めの所得税法が始まりまして以来、その年の収入金額という言葉がございまして、その解釈上ずつと昔からやつてゐる解釈でございまして、この解釈は私は今日でも正しい解釈だと思つております。これをもしもお話のやうなふうになつてしまつて、年によりましてがえつて所得の発生時期と課税の時期とが相当ずれて、逆に負担の適正を欠く場合があると思つて、今日は米價がしりしりでありまして、御指摘のやうにいたしました。かえつてその年だけは負担が若干軽くなるというところになるのですが、反對に若干下つたやうな時がありまして、非常に重い負担を、農家がすでに負担力がなくなつた時代に負担しなければならぬ。こういう結果

にも相なると思いますが、なるべく所得は所得の発生したときに接近して、その年の状況に応じて課税した方がよいのではないかと趣旨からいたしますと、收穫年度主義というこの解釈が、私もよいのではないかと考えておられます。いさゝか御意見もありまして研究いたしてみたいのでありますが、現在のところこの解釈なり、この方法を変更することはいかかであるかと、かように考えておる次第であります。

とよく存じませんので、的はずれのお尋ねになるかもしれませんが、ひとつお許しくださいと思ひます。二十四年度の酒の税は六百五十億となつております。これだけの税金を上げるための酒の生産計画というものがあつたのかどうか、それを伺いたいと思ひます。すなわち特級酒は何万石、一級酒は何十萬石というふうな具体的な計画があつて、六百五十億という酒税が出て来るのではないと思ひます。もしやこの六百五十億を上げんために、一級酒を特級酒に名前だけかえてみたりせらるるようなことがなからうか、ということも考えられますが、この点をひとつまずお伺いしたいと思ひます。

一級酒が十五萬四千石、二級酒が四十四萬一千石、合成品の二級は四萬七千石、二級酒は二十二萬一千石、みりんが一萬八千石、しょうちゆうが十八萬四千石、ビールが五十二萬二千石、雑酒が三萬六千石、果実酒が二萬三千石、合算して百七十七萬一千石、先ほどの二十四年度の三月、四月全部入れまして百八十九萬五千石の課税石数を基にいたしまして、それ／＼新旧税法によつて出してあります。今御指摘の特級酒の方は、從來一級酒の中から特別に、まず地方で予選をやりまして、その予選をパスしたものの中から、さらに中央に集めまして厳選いたしまして、特級酒を設ける方針にいたしております。先般第一回の審査をいたしたのでございまして、でき／＼は相当地いようでありまして、千百五十円の新価格で大々賣れるのじやないか、かように見ておる次第であります。

か。一級酒の中のいいものを特級酒にするというきわめて安易な考えで、特級酒をこしらえるのか。そこらあたりをお漏らし願ひたいと思ひます。

○内藤(友)委員 今の御意見はいつも承る御意見でありまして、まことに不満なのであります。しかしこれはここで御議論しておりましたし、もうないからやめます。そこで実は昨年の臨時国会でありましたか、監理第一課長の忠さんという／＼論議をかわしました計算方法であります。この間いただきました「農業所得に対する農業所得税の実務要領」というのに出ております。ところがこの中に一つ落ちてい

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点につきましては、大蔵委員会でも非常に御意見がございましたので、私も極力その趣旨でやるべく努力いたしたのでございまして、どうも解釈で一律に何パーセントか控除するということは、必ずしも理論に適しないというところで、これは早場米を出すためにいりんな費用がある。あるいは收穫が少いというところは個々の農家の所得の計算上適宜にやるといふ趣旨で、具体的な方法といたしましては、それ／＼の農家の実情に應じて、適切な所得計算をやることにいたしておるわけをございまして、御趣旨のあるところは十分体しましてただ一律に何割であるということだけを見合せて実行に移しておる次第でございますが、御了承願ひたいと思ひます。

○内藤(友)委員 今局長のお話では千百五十円の酒が賣れるというお話でございますが、実は今までの一級酒も九百五十円でございます。消費はやや減退しておつたかのごとく聞いておるのではありません。だん／＼と不景氣になりますので、はたして千百五十円の酒が賣れるかどうかという懸念を持つておるのであります。しかし局長は賣れるというのでありますから、あえてお尋ねいたしません。

○平田(敬)政府委員 小賣業者がどう

○平田(敬)政府委員 ちよつと速記をやめていただきたいと思います。

○川野委員長 速記をやめて……

○内藤(友)委員 今度酒の税金は下つたのであります。ところが、酒の小賣屋さんは手持ちのものがあつたと思ひます。これは以前酒の税金の上つたときは、手持ちのものに対しての税の差額を納めさせられたのであります。今度は逆に拂ひもどされるのかどうか、それをお伺いしたい。

○平田(敬)政府委員 小賣業者がどう

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点につきましては、大蔵委員会でも非常に御意見がございましたので、私も極力その趣旨でやるべく努力いたしたのでございまして、どうも解釈で一律に何パーセントか控除するということは、必ずしも理論に適しないというところで、これは早場米を出すためにいりんな費用がある。あるいは收穫が少いというところは個々の農家の所得の計算上適宜にやるといふ趣旨で、具体的な方法といたしましては、それ／＼の農家の実情に應じて、適切な所得計算をやることにいたしておるわけをございまして、御趣旨のあるところは十分体しましてただ一律に何割であるということだけを見合せて実行に移しておる次第でございますが、御了承願ひたいと思ひます。

○内藤(友)委員 時間実にはあまりありませんので、農業所得税のことにつ

○内藤(友)委員 今度酒の税金は下つたのであります。ところが、酒の小賣屋さんは手持ちのものがあつたと思ひます。これは以前酒の税金の上つたときは、手持ちのものに対しての税の差額を納めさせられたのであります。今度は逆に拂ひもどされるのかどうか、それをお伺いしたい。

○平田(敬)政府委員 小賣業者がどう

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点につきましては、大蔵委員会でも非常に御意見がございましたので、私も極力その趣旨でやるべく努力いたしたのでございまして、どうも解釈で一律に何パーセントか控除するということは、必ずしも理論に適しないというところで、これは早場米を出すためにいりんな費用がある。あるいは收穫が少いというところは個々の農家の所得の計算上適宜にやるといふ趣旨で、具体的な方法といたしましては、それ／＼の農家の実情に應じて、適切な所得計算をやることにいたしておるわけをございまして、御趣旨のあるところは十分体しましてただ一律に何割であるということだけを見合せて実行に移しておる次第でございますが、御了承願ひたいと思ひます。

○内藤(友)委員 時間実にはあまりありませんので、農業所得税のことにつ

○内藤(友)委員 今度酒の税金は下つたのであります。ところが、酒の小賣屋さんは手持ちのものがあつたと思ひます。これは以前酒の税金の上つたときは、手持ちのものに対しての税の差額を納めさせられたのであります。今度は逆に拂ひもどされるのかどうか、それをお伺いしたい。

○平田(敬)政府委員 小賣業者がどう

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点につきましては、大蔵委員会でも非常に御意見がございましたので、私も極力その趣旨でやるべく努力いたしたのでございまして、どうも解釈で一律に何パーセントか控除するということは、必ずしも理論に適しないというところで、これは早場米を出すためにいりんな費用がある。あるいは收穫が少いというところは個々の農家の所得の計算上適宜にやるといふ趣旨で、具体的な方法といたしましては、それ／＼の農家の実情に應じて、適切な所得計算をやることにいたしておるわけをございまして、御趣旨のあるところは十分体しましてただ一律に何割であるということだけを見合せて実行に移しておる次第でございますが、御了承願ひたいと思ひます。

○内藤(友)委員 時間実にはあまりありませんので、農業所得税のことにつ

○内藤(友)委員 今度酒の税金は下つたのであります。ところが、酒の小賣屋さんは手持ちのものがあつたと思ひます。これは以前酒の税金の上つたときは、手持ちのものに対しての税の差額を納めさせられたのであります。今度は逆に拂ひもどされるのかどうか、それをお伺いしたい。

○平田(敬)政府委員 小賣業者がどう

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点につきましては、大蔵委員会でも非常に御意見がございましたので、私も極力その趣旨でやるべく努力いたしたのでございまして、どうも解釈で一律に何パーセントか控除するということは、必ずしも理論に適しないというところで、これは早場米を出すためにいりんな費用がある。あるいは收穫が少いというところは個々の農家の所得の計算上適宜にやるといふ趣旨で、具体的な方法といたしましては、それ／＼の農家の実情に應じて、適切な所得計算をやることにいたしておるわけをございまして、御趣旨のあるところは十分体しましてただ一律に何割であるということだけを見合せて実行に移しておる次第でございますが、御了承願ひたいと思ひます。

○内藤(友)委員 時間実にはあまりありませんので、農業所得税のことにつ

○内藤(友)委員 今度酒の税金は下つたのであります。ところが、酒の小賣屋さんは手持ちのものがあつたと思ひます。これは以前酒の税金の上つたときは、手持ちのものに対しての税の差額を納めさせられたのであります。今度は逆に拂ひもどされるのかどうか、それをお伺いしたい。

○平田(敬)政府委員 小賣業者がどう

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点につきましては、大蔵委員会でも非常に御意見がございましたので、私も極力その趣旨でやるべく努力いたしたのでございまして、どうも解釈で一律に何パーセントか控除するということは、必ずしも理論に適しないというところで、これは早場米を出すためにいりんな費用がある。あるいは收穫が少いというところは個々の農家の所得の計算上適宜にやるといふ趣旨で、具体的な方法といたしましては、それ／＼の農家の実情に應じて、適切な所得計算をやることにいたしておるわけをございまして、御趣旨のあるところは十分体しましてただ一律に何割であるということだけを見合せて実行に移しておる次第でございますが、御了承願ひたいと思ひます。

○内藤(友)委員 時間実にはあまりありませんので、農業所得税のことにつ

○内藤(友)委員 今度酒の税金は下つたのであります。ところが、酒の小賣屋さんは手持ちのものがあつたと思ひます。これは以前酒の税金の上つたときは、手持ちのものに対しての税の差額を納めさせられたのであります。今度は逆に拂ひもどされるのかどうか、それをお伺いしたい。

○平田(敬)政府委員 小賣業者がどう

しても施行期日までで賣りさばくことができなかったものに対しては、一定の検査をいたしまして、そのものにつきましては公團に買ひもどさせる、こういうことにいたしますれば、大休酒の小賣業者の値下りによる損もカバーできると考えまして、そういう方法によつて極力損失がないようにいたしたい方針であります。

○内藤(友)委員 時間がありませんで結論だけお尋ねしたいと思ひますが、公團のことではありますが、これは存続なさるか、廃止なさるか、それをお伺いしたいのであります。酒は、実は酒という商品ではないのであります。極端な言ひ方では存じませんが、酒というのは税という商品だと私は思ふのであります。従つて、公團をなくして、税という商品を野放しにしたときには、生産者はたして安んじて生産することができなかろうか。それは従来のような問屋でもつくればいいじやないか。金融上の問題でも心配してやるといふようなことにならうかと思ふのであります。それではまだ不十分なような気がいたすのであります。政府は公團というものはついで、どういふお考えをお持ちなのか、それを伺いたないのであります。

○平田(敬)政府委員 公團は政府の方針に従ひまして、廃止する考えでございます。廃止した後におきまして、公團があつた場合に比しまして、たしかに若干いふ不便な点もございますが、それはそれとして、何らかの対応策が立ち得るものと私も考えておる次第であります。

○内藤(友)委員 酒はまだ需要と供給とがマッチしておらぬと思うのであり

ますが、これを自由販賣に持つて行くといふことは、非常な危険があるのではないかと。その危険の一つは、密造酒がその自由販賣に便乗するおそれがあるのではないかと思ふのであります。が、そういうことについて平田さんはどういふお考えか、お聞かせ願ひたいのであります。

○平田(敬)政府委員 密造酒につきましては、御承知の通り、全国的に非常に最近大々になりまして、その取締りに腐心しておるのですが、これは根本的には前々からよく御意見のありますように、正規の酒の数量をできるだけふやして、値段を引下げて対抗するといふ、この根本的な方策ができないと、なか／＼抜本的にむずかしい点が多々ございます。ただしかしながら一方財政上の事情がございまして、なかなか税率を引下げるわけに行きませんので、やむを得ず相当高い酒を賣りさばいておるわけでございますが、さうなときにおきましては、他方やはりこれは取締りを強化いたしまして、極力絶滅を期するように努力いたしたい。今回は改正によりまして、実はさういふやうな個體は特に引下げることにいたしております。四百五十円に特別に自由販賣のしやうちやうの値段を低くいたしまして、これを相当密造酒の横行しておるやうなところで賣りさばきまして、それによつて大衆の消費にあてますと同時に、他方取締りを強化するといふことで行きますれば、相当有効な措置が講じ得るのではないかと考えておるのでございますが、何しろ現状は非常に密造酒が盛んでございまして、私ももよほどの努力を重ねないと、なか／＼この問題は簡単に

かぬのではないかとさういふふうに考えておりますが、とにかく本年度といつたしましては、比較的安い自由販賣酒を出すことによりまして、他方密造の取締りを強化いたしまして、極力少くするやうに努力いたしたいと、かように考えております。

○内藤(友)委員 このごろ農村の協同組合が、組合員のごうじをつくることをしきりに希望いたしておるのであります。が、これを全面的にお許しなさるお心持ありやなしやをお尋ねしたいのであります。あるいは農家がこれによつて密造酒をこしらへるというおそれがあるからいかぬ、と言われるか存じませんが、それは農家の問題でありまして、農業協同組合から言いますと、みそを煮ましたりするためのごうじは、今までどういふ屋さんに持つて行きますと、非常に割損でありまして、これは一々さういふ実情を申し上げませんでも、おわかりのことと思ふのであります。が、さういふことで農業協同組合は、まじめなごうじ製造をやりたいといふ考えを持つておるのであります。が、これはお許し願ひたいという御希望を含んだ質問であります。が、ひとつそれに対していいお答えを願ひたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 ごうじの免許につきましては、大分あちこちから要望がおりますことは、お話の通りでございます。が、ただ現在はいささかの正式免許業者が、なお全国的に相当数はおるのでございまして、さういふ際に新たに免許いたしますと、今御指摘の通り密造酒の種になるおそれが相当ございまして、新規の免許は極力いたさない方針に突はいたしておるのでございま

す。従ひましてこの問題はもう少し密造酒との関係を考えまして、その上でしかるべく方針をさらにあらためて検討してみたい、かように考えておる次第であります。

○内藤(友)委員 酒のことにつきまして、もう一つお尋ねしたいのは、今度大蔵省設置法案というものを提出しなれませんが、この十八條に、財務局の機構が書いてあります。この中に從來ありました鑑定部というものがなくなつております。

○宮崎委員長代理退席、委員長着席

ところがこの鑑定部というものは、酒類の行政のために存しておつたものでありまして、業界の人が非常に存続を希望しておるのであります。が、こと今年の暖冬異変のときの、酒のかわりましたときの指導よろしきを得ておりますので、非常に業者は喜んでおるのであります。ことに一級酒というものが、これから出て来るということでありまして、いよくさういふうなものが必要ではないかと思ふのであります。私は根本においては役所の数を減らすといふことは大賛成であります。が、しかしほかを減らしてもこの方を生かしておいたならば、よかつたのではないかと思ふのであります。が、平田さんがさういふのに御同意なさつたお心持を、お伺いしたいと思ふのであります。

○平田(敬)政府委員 鑑定部は大分昔からありまして、実は全国の酒造業者は数千人おりますが、その醸造の指導に當つておられます。その結果大きな醸造業者につきましても、その品質の悪いものができるようなことなく、

相当機能を果して来たものと私は考えております。なかつく清酒の一級、二級の審査につきましては、責任をもつてやらせておるのでございまして、主税局といたしましては、率直に申しまして残しておいてもらいたいのはやまやまございまして、ただ内閣

全体の方針といたしまして、とにかく相当部局を減らさなければならぬといふことに相なりまして、私もさういふ一般方針に従わざるを得なくなつたといふのが、私どもの偽らない氣持でございます。従ひましてさうなりました上は、極力鑑定部の今までの機能は存置する必要があるもので、何とかしまして有効に私どもとしては善処したい、かように考えております。

○内藤(友)委員 余す時間が少いのでございまして、あと一、二お尋ねしたいと思ひます。

次は物品税であります。物品税の四十六に「飾物、玩具、搖籃並に遊戯具、乳母車類、同部分品及附屬品」というのがここに書いておるのでございまして、この「部分品及附屬品」というのはどういふものなのか。たとえて申しますと、子供の三輪車でありまして、あの三輪車にベルをつけてありますが、あれは別に子供用の三輪車のベルといふものはないのであります。大人の自轉車のベルを持つて来てつけておる。大人の自轉車につけておれば税金はかかる。それから握りゴムであります。あの握りゴムも別に子供用のためにつくつておるのではない。大人用のものを持つて行つてつけておる。それでは子供のには税金がかかるが、大人のものにはかからない。ゴムの輪のごときも

そうでありまして、医療器械なんかに使
うゴム輪も、子供がおもちゃに使う
ゴム輪も同じなのでありまして、子供
の遊戯具に使うと税金をとられるが、
医療器械のための部分品ならとられ
ぬ。こういう妙なことがあるような気
がしてならぬのでありますが、それら
は何か解釈上うまいあいになつてお
るのかどうか。まことにつまらぬよう
なお尋ねかも知れませんが、それをお
伺いします。

○平田(敬)政府委員 ただいまの点は
何号でございましょうか。

○内藤(友)委員 現在の四十六であり
ます。

○平田(敬)政府委員 具体的な事例を
調べまして、後ほど責任あるお答えを
いたします。

○内藤(友)委員 それでは取引高税に
ついてひとつ伺いたしたのでありま
すが、昨年取引高税法をここで審議せ
られましたときに、平田さんの方か
ら、印紙の回収は学校慈善団体が集め
てどこかへ持つて行きますと金をく
れる、こういうふうになると、学校へ
行つてくる子供が、物を買つて印紙を
もらつて来たかと責められて、からめ
手から脱税を防止することになるのだ
から、一石二鳥になるというお話で、
われわれはまことにいいお考えだとい
うので、実は感心いたしましたのであり
ます。ところがその後の実施状況を見
ておきますと、一向そういうことはい
ないのです。この印紙を集めること
について、ただ一つ私の目に触れたの
は、東横デパートに何とかという女学校
が、印紙はこの箱へ入れてくださいと
いうので、箱が一つかつかつておしま
した。従つてその印紙というものはう

デパートで捨てるか、めんどくさい
から家へ持つて来てどこかへやつてし
まうか、ということになつてしまつた
のであつたが、ああいうことなど
も、何か実施面について、な不都合な
ところがあつたのかどうか。また現在
まであの印紙を集めて、交換した金が
どれほど出ておるものであるか、それ
をひとつおわかりになれば、お聞かせ
いただきたいと思つております。

○平田(敬)政府委員 取引高税の印紙
につきましては、お話のように極力学
校等で集めてもらうことによつて、励
行をはかるという最初の考え方の方で参
つたのでありますが、率直に申し上げ
まして、少し出し方がち／＼いたし
まして、少し少いために手数がかかつ
てな／＼うまく運用されな／＼。私
どもは最初相当大きな額面の印紙ですと
集めると相当な額になる。大きなもの
と小さいものと取合して集めていただ
きますと、学校等も相当な金になるの
ではないか、かように考えていたので
ありますけれども、一方なか／＼めん
どうなものと、小さいものばかり集めま
すと額が非常に少なくて、費用倒れにな
るといふことがありまして、成績が上
らなかつたのは事実でございまして。

○内藤(友)委員 実はいろ／＼お尋ね
したいことがあるのですが、私ばかり
時間をとつて恐縮でありますから、こ
れで終りたいと思つております。

○荒木委員 政府は今回税法の全面的
改正をやらせませんで、近く見える予
定になつておると承つております。シ
ョウ・ミツシヨンの見えてから、十
分検討を加えたい、こういう建前のよ
うに承つております。ところで私から
申し上げるまでもなく、今まで同僚委
員から一再ならず御指摘になつたよう
でありますけれども、今年度の所得税
だけでも三百億圓に上る大増税でござ
いまして、ここにこれを前年度に比
べました場合に、源泉分と申告分との
比較から申しましても、現実には勤労所
得者の負担が非常に重くなり、おそら
くは源泉分の七割見当の増税に對しま
して、勤労階層はおそらく倍になるの
じやないかとおぼしきくらい、重負
担だと思つております。しかも一方
輸入食糧等は貿易資金特別会計の操作
によりまして、極力安く國內に流す手
はずで今まで配給されておつたのであ
りますが、これがとりやめになりまし
て、相当値上げをするというおそわき
であり、かつまたそれに伴つて國內食
糧も、他の理由からでございまして生
活物資の負担がそれだけふえて来るのに、
税負担は所得が名目的なある程度増し
まして、前年度に比べて負担力以上
の増税を課せられるというふうなこと
からいたしまして、たださ九原則の
実施に伴ひまする企業合理化に基
いて労働攻勢はおのずから強からざる
を得ない情勢にありますのに加えて

して、食糧の値上りあるいは税負担の
過重ということから、一般大衆は非常
な圧力を感じておる実情であると思
つております。またそういうことから
いたしまして、九原則の本来の建前か
ら申せば、あるいは逆行するような形
の價格補給金までも、相当出す建前
になつておりますが、そういう意味合
いでの物價政策が、今申しましたよう
な角度からくずれて行はせぬかとい
ふようなことすらも、おそれるような
次第であります。従つて私は全般的な面
はいずれ議論される機会があろうかと
思ひますけれども、せつかく政府が新
聞に発表しておりますところによれ
ば、所得税は大体二千二百億圓見当
とどめるといふような案を、お持ちで
あつたように思つておりますが、そ
ういふことが実現しない、ショウ
・ミツシヨンの来るまでお預けにな
るといふことは、その間のギャップが
非常に問題でありまして、そういう
うな意味からショウ・ミツシヨンの
はたして来るのか来ないのか。来るこ
とはたしかなやうであります。来る
につれて向う様から何らか具体的な御
指示でもあつたのかどうか。いつごろ
見えるのか。そうしておよそどのくら
いにかつて税制の改革をし、大衆負担
の軽減をする成果が、おおよそいつごろ
から実現できるものか。その辺の見当
をお伺いしたいと思つております。

○平田(敬)政府委員 私どもも確かに
今の所得税がどうも最近の経済情勢に
マッチしてない、相当重い負担はい
ふしかなかつたといふことは、もう
少し何とか合理化したいものだとい
うことを強く考えまして、いろいろ案
をつくつてみたのでございしますが、御

指摘の通り結局あと延ばしということ
に相なつたのでございします。今ショ
・ミツシヨンの来朝のことをお尋ねでござ
います。おそろしく五月の初旬に見え
るのではないかと思ひます。すでにその
ミツシヨンの一行の一人でありま
すドクター・ユーエンという方が、これ
は新聞にも司令部で発表はなつてお
りますが、現在見えておまして、資料
の調整等に目下とりかかられておるよ
うな次第でございしますから、ショウ・
ミツシヨンの来朝は、おそろしく早
い博士がお見えになりますれば即刻全
体の検討をお願いして、なるべく早い機
会に結論を見出すように、私どもとい
たしまして全力をあげて盡したいと
考えておるのであります。

○荒木委員 税法の全面的な改正問題
等につきましては、後の機会に譲ると
いたしまして、一、二簡単に御尋ね申
したいと思ひます。脱税金額というも
のがどのくらいかといふことは、なか
なか押えにくいといふことが、主計前
主計局長の御答弁であつたやうであり
ますが、まことにその通りで、調査が非
常に困難と思ひますが、おおよその推
算はお考えかと思ひますので、お伺い
したいと思ひます。共産党の諸君がこ
とに地方あたりで言われまふこと
は、高額所得、やみ所得が捕獲を免れ
ておる金額はおそろしくは数千億であ
ろう、昨年あたりは四千億くらいは少
くともあるのだといふことを言つてお
られたことを、私は聞いたことがあるの
であります。それだけの脱税がはた
してあるかどうか。私もよりどころを
持ちませんけれども、相当の脱税があ
ることは認めざるを得ないと思つた
のであります。またそれが本来捕獲さ
れるならば、所得の少い下層の人々、一

般

大衆の負担がそれだけ軽減されることになるわけでありまして、やみ所得の捕捉、あるいは脱税の防止、こういうことにつきましても、せんだつて予算についてのドッジ公便の声明にも、やみ所得と脱税の防止がまず第一に攻撃されるべきことで、それなくしては税制改革を論議できないという意味のことを、言つておられたようでありましては、けれども、こういう点につきましても、従来政府、ことに主税当局はいろいろ御苦心になつておると思いますが、今後具体的にいかなる対策をもつて臨まれんとするのかが、なるべく現実に即した具体的な方策がありであるならば、承つておきたいと思ひます。

○平田(税)政府委員 脱税がありますことはたしかに事実でございますが、私どもその調査にいろいろ苦心いたしておるわけでございます。ただ率直に申し上げまして、幾ら額があるということは、先般予算委員会でも申し上げましたように、責任がある額は申し上げがたいのでございますし、また實際上できないと思ひます。昨年査察部を設けまして、鋭意大きな調査漏れの所得の捕捉に努めておるわけでございますが、最近の集計によりまして、調査の結果ふえた税額が六十一億くらいという実績が上つております。後ほど詳しく内容を申し上げてもよろしいでございます。そういうところから申し上げても、相当大きな脱税があることは事実でございます。ただそれが数千億あるということは、どうも私も判断いたしかねる。幾らあるということとは輕々には言えないのではないかと、考へておる次第でございます。従ひましてこの調査につきましては、極力努

力する必要があることは、先ほどから申し上げておる通りでありまして、現実査察部を設けましてやつております結果、今までは手がつかなくなつたことで、最近相当の実績を上げつつあるようでございます。一億四千万以上の差額を発見した例も少くないのでございまして、かような点につきましても、今後におきましても鋭意努力いたすつもりでございます。本年度といたしましては、一定額以上の所得者並びに一定資本以上以上の会社につきましては、更正決定をやる際に必ず財務局に一定のスタツフを置きまして、これが調べた上で決定をやる。かようなシステムを考へております。ただ熟練した官吏が少いので、最初から相当多数の人についてやるわけに参らないと思ひますが、新規にできる限り有能な熟練者を訓練し育てて行きますと同時に、現在おります人員を税務署から財務局にある程度引上げまして、財務局に国税調査官か査察官という名前でも相当多数置きまして、その連中が大きな所得者の調査に當ることになりまして、たしかに今までよりも実際に即した、しかも適切な課税ができるものと考へております。本年度といたしましては、ぜひそれを実施いたしたいと考へております。査察部も昨年九月から活躍し始めたのでございまして、最初はなれなかつた点もございまして、一面においては若干御迷惑をかけておるようでございますけれども、最近におきましては相當よくなつたようでございますから、今後におきましては調査はさらに実績を上げるものと考へております。その方法によりまして極力課税漏れがないように、努力いたしたいと考へて

おる次第でございます。

○風早委員 ちよつと関連して……今脱税の問題が荒木委員から出されておりました、政府は査察部を設置して、すでに約六十一億の実績をあげておると言われるのでありますが、査察部としては大体どういふ方法によつて査察をやつておられるにございまして、簡単にいいますと、御説明願ひたい。

○平田(税)政府委員 所得は主として第三者通報の資料に基いてやつていたのでございまして、これですと非常に断片的でございまして、必ずしも適切でございせんので、最初におきましては大会社なり個人の状況について、探問的な方法により資料を集めまして、それに基づきまして相當適切な効果があると思はれる部分に對しまして、調査することにしたしております。相當脱税の嫌疑のある場合におきましては、あらかじめ裁判所から令状をもらひまして、現地に赴いて調査をいたしております。特に悪質で帳簿等を隠匿するおそれのあるものにつきましては、場合によりましては状況を調べて責任者の拘引等も行ひまして、徹底的な取調べをいたしておるような次第であります。行き過ぎは極力是正しなければならぬと思ひますが、正しいやり方でもございまして、適正を期したいと考へておる次第であります。

○川野委員 長 ちよつと風早君に申し上げますが、あまり質問しますと共產

党の持時間がなくなりますから……

○風早委員 脱税の問題は非常に重要なので、もうちよつとお許し願ひたい。政府は脱税の額は全体として数千億というふうなことは、はつきり言え

ないと言ひますが、これはだれしもはつきりは言えないのであります。大体

今までは國民所得が一つの基準になり、大まかに言へば、控除前の課税対象額

というふうなものとの差額、それからいろいろ他の要素を差引しまして推計をやつておられたわけですが、そうい

やり方は、すでに全國稅務労働組合あたりでも利用してやつておる。また全

体としての脱税ではないが、まだ税金を課し得る対象の額の推計は、それ以外にはちよつとできそうもないのであ

りますが、そういうものは政府は大体どのくらいに見積つておられるか。こ

の間の五千数百億というものは、たしかに政府関係で推計せられたもののように思ふのです。そういうふうな点につ

いて、私も二十二年並に二十三年年度を通計して、約八千億ちよつとと推計したのでありますが、これは過大

である。しかし政府も大体六千億足らずはそういう計算方法によつて認めら

れるというふうな、私もは了解しておつたのでありますが、その点いかが

でありますか。

○平田(税)政府委員 先般予算委員会

で詳しく御説明申し上げたのですが、

風早さんは大口脱税八千億という推計

を新聞に出しておられます。それは國民

所得と課税所得の差額に對して五〇%

の税率をかけて八千億、それが大体大口

脱税だ、こういう結論のようですが、

けれども、これにつきましては私も実は

は全然そういうことに賛成いたしがた

い。差があることは事実であるが、その

中には免稅点以下のものもありまして、課税所得は暦年でありませんの

で、そういうものが相當多数入つてお

ります。國民所得と課税所得との開き

の中においても、勤勞所得と農業所得

との部面におきましても五、六千億の

開きがありますので、そういうものは

大口脱税の項目にはならない。それを

入れておられるところに非常にどうか

と思ふ節がありまして、課税所得と國

民所得の差額におきまして五千数百億

の所得額の差があるのですが、これは

しかし風早さんの御指摘のように、國

民所得の見積りが、そういうふうな正

確な差額を求めて出すのはたして適

当なものであるかどうか、それも非常

に問題でありますし、しかもその中

には中小商工業者の所得も入つておる

ことでございまして、その金額とい

えども大口脱税だというわけには参ら

ない。従ひまして、こういう方法で大口

脱税所得を計算するのは、どうも根拠

がないと思ふ。先ほど申し上げました

ように、査察部で調査した実績はま

さに大口脱税所得と思ひますし、

それより少し多いことは事実でござい

ますし、これはまた私も極力調査し

なければならぬと思ひますが、非常

に大きな金額があるということ、あ

まり根拠ありけにお話になりますと、

どうも少し迷惑すると、率直にこの間

申し上げたような次第でございますが、

で、その点重ねて趣旨だけを申し上げておきたいと思ひます。

○荒木委員 脱税関係の数字的なお話を承ることは、今少くともむりであると思ひますが、わかりましたら適當なるべく早い機会に、お教え願ひれば

けつこうだと思ひます。それに関連し

まして、各税を見積られまう場合に、

國民所得から割出されるかどうか。と

もかく一定の様式に従つて推定せられ

ることと思ひますけれども、これだけ

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の税がとれるはずだと政府側で推定を
されましたものを予算に盛り込ます場
合は、おのずからそれ／＼の税に應じ
まして、戦争前からある程度の歩どま
りを推定して予算面に盛り込ますとい
うことを、何かの機会に承つたように思
います。そのいふ歩どまりという見
地からいたしまして、およそとり得べ
き税金の何パーセントくらいを、二十
四年度には各税についてお見限りであ
るか。それを戦争前に比較して、簡潔
に御答弁願えれば仕合せだと思いま
す。

○平田(敬)政府委員 ずつと古くは、
大体各税につきまして五％か一〇％く
らい、税によりまして若干違つてお
りますが、いわゆる徴収減と称しまし
て、実際のあるべき課税標準に對しま
して税率を適用しました金額から差引
きまして、実際の実収額を見積るのが
例であつたのでございまして、現在も普
通一般の租税につきましては、おおよ
ねその類似の方法をとつております。

ただこの所得税につきましては、昨日
も塚田委員のお話に申し上げましたよ
うに、課税が予算申告納税制度になつ
ておりますが、早くからなか／＼納ま
らないで、結局確定申告にまつものが
多い。しかもその後更正決定をやり
まして、年度のぎり／＼で相当多額の
更正決定をやるということに相なつて
おります関係上、その年度の収入に相
当多く入つて来るということを見込み
ますのは、相当歳入の計算上危険性が
ございまして、七六％程度を本年度
の歳入に見込んでおることは、昨日申
し上げた通りでございます。これは理
想から申しますと、一方においては税
率の合理化ができ、片方においては申

告の促進、運用のさらに徹底をはかり
ますれば、昨日も申し上げましたよう
に、大体九〇％以上その年度の収入に
入るようなくはい行くのが理想だと
私考えておりますが、現在において
は、やはりその程度しか見込み得ない
のではないかと考へております。ただ
これは昨年度は七一％、二十二年度
は六六％くらいしか当該年度に入
つていないのでございまして、運用の
適正化と、税制の合理化と、それから
納税者の理解によりまして、徐々に
この率を高めて行くように、私どもと
いたしましては努力して参りたい、か
ように考へておるのであります。

○荒木委員 現在の税金が非常に重
い。ことに一般的に見て、所得税にい
たしましては努力して参りたい、か
ように考へておるのであります。
たしまして、大衆的税的な性格が濃
化されておる。そういう意味合いから
言つて、單に勤労者のみならず、事業
所得面についても、何らかの意味での
基礎控除、ないしはその他の控除が考
えられねばならないというふうなこ
とを、昨日塚田委員からも御指摘に相
なつたのであります。私も同感でござ
います。重複を避けまして、その中で
私は農業所得は特に、事業性もござ
いますし、労働性も、勤労性が他の業
種に比べて非常に高い業種じやない
か。従つて農業所得については、勤労
所得と同率の控除をすることが適當で
あるかどうかは問題といたしまして
も、農業における勤労性の度合いに應
じて、勤労控除的な控除を考へたらど
うか、ということが念頭に浮ぶのであ
りますが、そういう考へ方のもとに、
今後何らかの考慮を拂わんとする御意
向があるかどうか。この点を伺つてみ
たいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 事業所得の、こ
とに小さい方の部面におきましては、
その所得の中に勤労的な要素が入つて
おる。なかんずく農業所得でございま
すと、自家労賃がその農業所得の相当
な部分を占めるわけでありまして、そ
ういふ要素があることは、たしかに御
指摘の通りであるかと考へます。ただ
これをただちに、しからば所得税の制
度において、勤労控除的な考慮を取入
れるかという点になりますと、こ
れはなか／＼簡単にその方法を見出し
がたいのでございまして、私どもはむ
しろ事業税の負担が非常に平均フラツ
トな負担でございまして、その方の
事業者の事業税につきまして、税率に
差別を用いる等の方法を先に考慮する
のが、公平な解決方法ではなからう
か。下の方の事業者の所得になります
と、所得税よりも事業税の方が、むし
ろ相当大きな負担になつておる例が多
いようございまして、従ひましてむし
ろこの方の負担を若干調整するかしな
いかという問題を、先に研究してみた
らうであらうかと考へております。

それから農業者と事業者につきまし
て、一つは家族労働と申しますか、扶
養控除を受けない人で、共同して経営
に従事しておる。しかも家族であるた
めに報酬等も受けていない。生活は一
緒にやつておる。こういうものにつ
きまして、従来は基礎控除も家族控除も
認めていないわけにございまして、こ
の点については、少くとも扶養親族程
度の控除は最小限必要じやなからう
か。基礎控除的な控除をやるやならぬ
か、そこまで行きますかどうかは、問
題でございまして、扶養親族程度の控
除は必要じやなからうかということ

で、そういう方向につきましてはとく
と研究してみたいと、かように考へて
おります。
○荒木委員 最近税の滞納が、税が重
いということからいたしまして、非常
に多いことは、機会あるごとに政府の
説明等でも認めておられたところであ
りますが、結局税が重いのは、ある程
度今の日本の現状からいたしまして、
やむを得ないとも言ひ得るのでありま
す。従つてまた同時に、極力税を納め
やすくするといふあらゆる考慮が必要
であると思ひます。そういう
意味合いにおいては、政府当局でも従
前からいろいろ御苦心になつておる
ことは、私どもわかるのであります
が、その一つの方法として、私はこの
間本会議におきましてもちよつと御意
向を聞いたのであります。御答弁
がよく徹底しませんでしたので、もう
一ぺん承りたいと思ひます。聞きます
と、アメリカあたりでは、それ／＼の
業種に應じて、徴税に便利によ
うに、また納める側からも非常に便利
なように、いろいろな考慮を入れまし
て、業種別の帳簿のつけ方を、言わば
一定の規格を設けて、非常にわかりや
すくしておる。それによりまして、納
める側も記帳しやすし、税務署側
も、税を捕提するのに非常に便宜であ
つて、効果をあげておると聞くのであ
ります。そういう意味で日本におき
まして、業種別に簿記と申します
か、その規格を統一して、一見して納
税者側も便利であり、徴税の方からも
効率を上げるといふような考慮のもと
に、さような措置を講ぜられる御意向
ありやなしや、その点をお伺ひいたし
ない。

○平田(敬)政府委員 所得税や法人税
の円滑な納税が確保されるためには、
御趣旨の通り前提といたしまして、や
はり経営者が自分で帳簿を記載する
ということが、私はどうしても大前提た
らうと考へます。従ひまして、いかに
すれば帳簿をよく記載するようになる
かという点につきましては、政府と
しましては極力配慮してやるべきもの
と考へるのでございまして、ただこの
方は、経営の実情によりましていろいろ
違つておりますので、今は主として
商工会議所あるいは農業協同組合
その他の団体が中心になりまして、い
ろいろ簿記のつけ方、帳簿のつけ方等
を指導しておりますが、それに、でき
ますならば政府も参加いたしまして、
極力簡便な、しかも相共有効な帳簿の
記載ができればよろしく、私どもとい
たしましては協力いたしてみたいと考
へております。アメリカ等の課税の実
情を見ましても、やはり十数年前は、
いろいろトラブルが多かつたらしいの
ですが、その後、記帳というものが非常
に発達しまして、それと同時に他方
計士の制度等が発展して來ましたの
で、最近ではほぼ円滑に納税ができ
ておるようであります。また経営もそ
れによつて非常に裨益するところが多
いといふことを聞いておりますので、
私、これは長い計画といたしまして、
ぜひ日本におきましてもさやうなこと
ができるように、政府といたしまして
もできるだけ努力して行きたいと、か
ように考へております。

○荒木委員 さらに今の問題に關連い
たしまして、今度の改正案によりまし
て、納税預金制度を設けるといふお話
でございまして、まことにけつどうで

あると思ひます。同時に納税証券といふものを創設したらどうか、というのを考えるものであります。すなわち予定された納税を見合ひにいたしまして、納税証券を賣り出す。納税者はこれを買つて納税に備へる。さうした、これに適當の利子を付し、

なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、

なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、

なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、

なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、

なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、

なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、

なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、

なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、

なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、なにおさけつて、投資的な効果までもねえば、

体等を通じまして、実地指導をいたしたいと思ひます。

御指摘の納税証券につきましても、いろいろ研究いたしておるわけですが、証券の発行という手数料がかかります。また、それをいかなる方法で運用すれば、はたして効果があるか等につきましても、なお相当研究を要する点もございますので、この制度につきましても、趣旨はまことに私に付くことだと思ひますが、いかなる方法によれば最も

効果をあげ得るかというのを、あわせて考えてやりますと、これがやはり一種の手段倒れになるおそれがありますから、かような点も考え合せまして、今後研究しまして成案を得ますれば、あるいは制度化することも考えてみたい、かように思つております。

○荒木委員 法人税につきましても、今回は最小限の改正として、資本蓄積に資するようなプレミアムについては、課税しないという趣旨の改正になつております。せんだつて税制審議会案として、新聞に発表せられた案を拜見したのであります。なにかん

を資産の再評價が行われないために、減価償却が思うように行かぬという点で非常に不便であることは、新聞紙上等でけんけんとして傳へておる通りであります。それが政府案とはなり得なかつたかもしれませんけれども、政府側には必ずや、少くとも事務当局では法人税法の全面的な改正も、もくろまれたように聞いておりますが、向う様との折衝の結果、もちろん最小限度におちついたものと推察いたしますけれども、できますなら、資産の再評價を税法上取入れるというこ

とについて、向う様の御意向がどうであつたかということ、速記なしでつけようであります。その辺のいきさつをお聞かせ願へばけっこうだと思ひます。

○川野委員長 速記をとめてください。

○川野委員長 速記を始めてください。

○荒木委員 取引高税について、二、伺いたいと思ひます。今度取引高税法を改正されまして、非課税範囲を拡大されておりますが、この非課税範囲の拡大によりまして、改正前の課税範囲に對しまして、どのくらいの減収になるか、お伺いしたいと思ひます。

○平田(敏)政府委員 印紙納付制度を現金納付制度に改めずために、一箇月分が実は翌年度にずれることになります。その金額が、約四十四億圓程度、これは減収ではございませんが、一年ずれる金額でございます。そのほか、三万圓の免税点を設けましたのと、それから若干の非課税範囲を拡張いたしましたために、その金額が、合

せまして約九億一千萬圓程度減収になるものと計算いたしております。

○荒木委員 取引高税は、これは民自党がずいぶんおきらいになつて、去年あたりから廃止する、と盛んに言つておられるのであります。私も、もちろん税金が減ることは、一般大衆のためにけっこうであると思ひますけれども、そも、この取引高税が設けられたのは、インフレが緩慢ながら高進して行く最中において、ことに税収の期間的ななれが免れ得ないにかかわらず、この税は毎日少くとも一億五千萬圓くらいの現なが入つて来るので、それによつて今問題となつております。政府支拂ひの遅延等も非常に防止できる。地方公共團體に對する補助金等もスムーズに流れて行つて、全國民が潤うだろうというのがねらいであつたように思ふのであります。これは單に黨派的な根性を離れまして、この税そのものとして、日本の現状においては、もとより

最良の税とは思ひませんが、國家財政の需要に應じ、また國民經濟の實情に即する意味においては、そうそのつけから非難するべき税とは思ひません。遺憾ながらこれによりまして取引状況がはつきりする意味合ひにおいて、やみ利得者たちが痛い目にあい、さうだからというところから火がつきまして、盛んに反対をととなえられたのが實情だと思ひます。そういう意味合ひにおいてかどうかは知りませんが、とにかく、とにかく、とにかく、

たのは、民自党の公約が實現されなかつたというつまらない非難は別といたしまして、國民經濟あるいは國家財政上は仕合せであるような考えを私は持つのであります。そういう意味において考えます場合に、取引高税の本来の建前から申しまして、非課税範囲が拡大されればされるほど、課税されなかつた範囲の事業者たちははつとするかもしれませんけれども、取引高税を存置する以上は、取引高税の本質がだんだんとそれだけ弱められて行くという關係に立つと考へますが、その点について主税局長はどう考へになるか、御所見を伺いたいと思ひます。

○平田(敏)政府委員 取引高税の長所は、御指摘の通り非常に低い税率で廣汎な課税をするということに、私は取引高税の長所があると思ひます。物品税等は、非常に限られた物品に對して相當高率な課税をする。従いまして脱税と非常に脱けた弊害が多い。取引高税の場合には非常に負担が輕いから、手数さえ問わなければ納税はしやすい。そういう点から考へますと、免稅範圍をあまり擴張しますことは、實はやはり取引高税の本質にあまり即しないと思ふのでございます。ただ先般の國會で相當修正を受けまして、免稅範圍がある程度擴張になつたのであります。そのすでに擴張されておる種目と權衡をとつてみて、どうしてこの辺が妥當であるかというふうな向きにつきましても、これはやはり私どもは考へるのが妥當だろうと思ひまして、今回はごく限られた範圍におきまして、さうな趣旨からしまして、若干の擴張の提案をいたしました。次第であります。この範圍をあまりに拡大して参りますことは、これは取引高税の本来の性質から申しますと、御指摘の通りいかであらうかと、私どもも考へております。

○荒木委員 印紙納付を現金納付にされたことも、二つの改善のようではあります。物品税のほかに取引高税があるというところは、本来の建前から申しますと、いささか脱税のみではないか。のみならず、印紙納付であればこそ脱税が押さへ得るので、實際上今までの実績が、取引高税について脱税が相當程度あることを私も承知しておりますけれども、しかしそれは、先ほどお話が出ましたような、小学校の生徒に集めさせて、学用品を買うような金を返してやるといふふうな

と、速記なしでつけようであります。その辺のいきさつをお聞かせ願へばけっこうだと思ひます。

○川野委員長 速記をとめてください。

○川野委員長 速記を始めてください。

○荒木委員 取引高税について、二、伺いたいと思ひます。今度取引高税法を改正されまして、非課税範囲を拡大されておりますが、この非課税範囲の拡大によりまして、改正前の課税範囲に對しまして、どのくらいの減収になるか、お伺いしたいと思ひます。

やり方だけだつたから徹底しないの
で、たとえばこれをある程度集めれ
ば、一定の歩合に應じて宝くじが引け
るとか、あるいはたばこが買えるとい
う考え方を織り込むことによりまし
て、一般大衆、消費者の協力を得るよ
うな道もおのずからあろうかと思ひの
であります。問題はその印紙納付制
度そのものに罪があるのではなく、印
紙納付をさせやすいようにする手だて
が十分でなかつたところに欠陥がある
のでありますから、その点を改正すれ
ば、むしろ現金納付よりも印紙納付の
方が、取引高税が本来の目標とします
ところの成果をあげるには、有効適切
であると考えられますが、少し
やばな質問で恐縮でありますけれど
も、その点どういふお考えか、お伺い
したいと思います。

○平田(敬)政府委員 印紙の制度は、
私はたしかに理想的な一つの制度だと
考えます。ただし、遺憾ながら日
本の営業業者の中には、どうもはなはだ
失礼ですけれども、こういう非常にめ
んどろなことをやるのにふさわしい方
が多くて、こういう方面からいたしまし
て、どうもかえつて取引高税に対しま
して非常な反感と申しますか、感情に
即しない点が多かつたのだらう
と考えるのであります。一方消費者の
方面に対しまして、あるいはやり方
のまずかつたところもたしかにあるか
と思ひますが、十分な関心が買われな
かつたという点もございしますの
で、率直に申し上げまして、実施して
みた結果に應じて、この際として
は、やはり私どもとしても廃止した方
がよいだらう、かようなことを考へて
おるような次第でございまして、申告

納税にいたしましたとしても、最近の印紙納
付の実際から申しますと、成績はそう
悪くなるようなことはあるまい。逆に
申告によつて納まるように私どもとし
ては努力して参りたい、かように考え
ております。

○荒木委員 改正案を是なりとしてお
出しになつた主税局長にいろいろなこ
とを申し上げるのは、実は内心恐縮で
ありますけれども、政党政派を離れま
して、良心的にそんなふうにおもひの
です。良心的に、二つ三つたような次第で
あります。印紙納付が現金納付になる
ことによりまして、おそらくは脱税が
今までよりはるかに多くなりはない
かと、私はおそれるものであります。
所得税が申告納付制度になりまして、
これが徹底されないうちに税の滞納が
多い、徴税成績が上らないといふこと
は、一再ならず承つております。取引
高税の印紙による納付は、おそらく所
得税の申告納付の成績よりは、成績が
よいのではないかと私は思ふのであり
ますが、所得税の申告納付制度につい
て、今後周知徹底を大いにはかつて、
そうして理想状態にまで育て上げて行
くという努力が、一方においてなされ
ますならば、取引高税を存置するこ
とがやむなしとする前提におきまし
て、印紙納付の制度をさらに周知徹底
する、消費者の協力を容易ならしめる
ような考慮を十分に拂うといふふうな
ことも、あわせて必要でなからうかと
思ふのであります。

さらにまた月額三万円以下の少額取
引については、免税するといふことに
なつたようでありまして、この
改正とも、本来間接税の性質を持つ
たものが、取引高税だと思ふのであり
ます。その間接税が、ある取引高によ
つて免税されるというそのことが、私
は合理的でないと考えるのでありま
す。そういう意味合いにおいて、三万
円以下の免税点の設置は、納税者側か
ら言つて一見適當であるかのごとくで
あつて、実は全國民経済的には、租税
制度としては必ずしも改善ではない、
かように私は考えるのであります。し
かしながらそれらについての主税局長
の御意向等は、承りたいといふことと
自身どうかと思ひますので、質問
は申し上げないことにして、所見を申
しなしてさせていただきますと思ひ
ます。

要しまするに、割合苦痛なくして相
当なまとつた税収が、しかも毎日々々
入つて来るという意味合いにおけるこ
の税は、こういう敗戦國のインフレ高
進下においては、非常にいわばいい税
だ。だから、新しい税を設ければ、い
つ世においてもほめられることはな
いので、悪評をこうむることは必至で
あるが、そういうことにめげないで、
政府たるものはすべからずこれを培養
して行かねばならぬというものが、かつ
て京都大学の沙見三郎博士が、税制懇
談会で発言しておられたことであつた
ように記憶いたしますけれども、私の
考えといたしましては同感であります
が、願わくは私はこの取引高税が存置
されまふ限りは、本来の取引高税の特
質を全國民経済的見地において、最も
有効適切に活用するといふような方向
に、改正は持つて行かざるべきものと考
えるのであります。これに對しまして
は御答弁を求めません。大分時間も過
ぎましたので私はこの程度で打ち切り
して、よい機会がありましたらお許し

願つて、発言させていただきたいと思
ひます。

○平田(敬)政府委員 今お話の三万円
の免税点の問題につきまして、ちよつ
と御答弁申し上げたいと思ひます。こ
れは印紙で納めます場合におきまして
は、非常にこまかいことになりま
す。そういう必要がないのであります
が、毎月申告するといふことになりま
すと、あまり細かい金額を毎月納める
のは、納税者の方もたいへん手数で
ございまして、役所の方もたいへんな手
数になる。そういう要素も考えまじ
て、三万円ですと、月三万円の税金で
ございまして、これらのものは非課
税にした方がよいのではないかと。また
實際問題にいたしまして、小納税者
になりますと、なか／＼消費者に轉嫁
することは困難な場合もござい
ます。従つてその分がかりに営業業者の事
業所得になりまして、そう不当に利
益を與えるものでも必ずしもないので
はないかといふことを考えまして、三
万円の免税点を置いたかどうか、こ
ういふように考えたわけでございま
して、これは申告納付制度にしたことと
関連して、少くとも申告納付にする以
上はさうな点に免税点を置くことは
妥當と、かように考えた次第でありま
す。

○前尾委員 たいだいま三万円の免税点
の問題が問題にされてゐるのですが、
おそろく仰せの通り三万円といふと三
百円程度で、手数は非常にめんどろ
といふことで置かれたのだと思ひま
す。そうなりますと、第二項にありま
す営業所が二つ以上の場合につきま
しても、営業所ごとに申告するといふこ
とになりますれば、三万円は一営業所

について置いた方がよい、かように考
えるのであります。その点について
はどうお考えでありますか。

○平田(敬)政府委員 手数の点だけを
考えますと、御指摘の通り各営業所ご
とにわけやるのも、一つの方法であ
らうと思ふのであります。しかしなが
らやはり同時にその金額は、その営業
者として、はたして公正であるかど
うかといふことも、あわせて考へて
いただく方がよろうかと考へまして、
私どもは、まゝとめたところで金額を
見るといふのがいいのではないかと、か
ように考えたのでございします。實際問
題といたしましては、抜け道をふさぐ
と申しますが、そういう効果が多いの
で、あまりその辺を事になる面が比較
的少いと思ひまして、政府といたし
ましては両方合せて考えた次第でござ
います。

○前尾委員 いろいろいたしますと、三万
円の金額が非常に少な過ぎるような感
じを私は持ちますが、五万円がいい
か、その点は別といたしまして、あ
まり三万円に限る必要はないので、も
う少し引上げたらいのじやなからう
かといふような気がするのであります
が、御所存を伺います。

○平田(敬)政府委員 この金額は理論
から申しますと、先ほど荒木委員のお
話になりましたように、実は取引高税
の本旨から言つと、少しどころも即しな
いところがあるものであります。ただ先
ほど申しましたように、小納税者の場
合におきましては、轉嫁の問題も實際
問題としてなか／＼困難な場合もござ
います。それから手数の点もあり
ますので、三万円ぐらいがどうであ

るかは、私どもは、まゝとめたところで金額を
見るといふのがいいのではないかと、か
ように考えたのでございします。實際問
題といたしましては、抜け道をふさぐ
と申しますが、そういう効果が多いの
で、あまりその辺を事になる面が比較
的少いと思ひまして、政府といたし
ましては両方合せて考えた次第でござ
います。

○前尾委員 いろいろいたしますと、三万
円の金額が非常に少な過ぎるような感
じを私は持ちますが、五万円がいい
か、その点は別といたしまして、あ
まり三万円に限る必要はないので、も
う少し引上げたらいのじやなからう
かといふような気がするのであります
が、御所存を伺います。

う。金額から申しまして三百円、このへんで設けた方がどうか。これを額を引上げますとまず、本旨に反することにも相なりますし、どうもその辺の考え方が非常にばつくりしなくなるので、私どもとしては、やはり三万円くらいが今の段階としてはいいのではないかと、りくつを申しますと、もう少し下の方でなくてはほんとうはおかしいかもしれないと考えておるのをごさいます。現在の取引の実際から見まして、あまり零細な営業者から、毎月税金を納めてもらうのもうであろうということ、三万円にいたしました。農村方面におきましては、三万円でも相当納税者からはずれる部分があるようございまして、機構の簡素化もできると考えておりますので、三万円にいたしました次第であります。

○川野委員長 この程度にいたしました。午後二時より再開いたします。午後零時二十六分休憩

○川野委員長 午前中に引続き会議を開きます。平田政府委員。

○平田(敬)政府委員 先般三宅委員からお尋ねにあずかりました。二十三年分の申告と更正決定の概況でございすが、詳しいことはまだ来ておりませんので、概算で来ておりますところを申し上げて、御了解を願いたいと思ひます。

確定申告の総人員は、五百七十一万九千人、所得金額で三千九百四十七億、それに対する税額が六百二十九億、六百二十九億というものは、確定申告で申告した税額として出ております。それに対して更正決定した額は、概算でございすが、人員で四百九十八万二千人、所得金額で四千六百八億、税額で千六百四十四億程度更正決定をいたしております。大体概況はさうなわけでありまして。

○川野委員長 まず最初にお伺ひいたしたいのは、本年度の予算の中で織物税、物品税——織物においては七十二億、物品税においては九十五億、この増額が昨年度よりされておる、この増額を見越された根拠について、まず資料がありましたならば、お示しを願ひたい。

○平田(敬)政府委員 織物税につきましては、昭和二十三年の十一月から昭和二十四年の十一月まで、三箇月間の課税額を年額に換算しまして、それに対して二割程度の増加を見込みまして計算いたしました次第であります。それから物品税につきましては、同様に昭和二十三年の十一月から二十四年の十一月までの課税実績を、年額に換算いたしまして、これに生産の増加見込みを三〇〇程度見込みまして、計算いたしております。それから物品税につきま

しては、若干組みかえをやつておりますが、組みかえによりまして、その新規物品の課税による増加額と、それから組みかえによりまして減収額等を差し引きまして、全部合計いたしまして算出した次第でございまして。

○川野委員長 今の織物税の七十二億の算定の基礎は漠然とわかつたのです。が、大体この織物税は、二十四年度は配給がおもなものであると思う。そうすると、二十四年度の織物の配給計画というものは、二十三年度よりも相当多くなるということが想像される。この点について何か詳しい資料はないのですか。

○平田(敬)政府委員 課税の關係につきましては、課税の実績をもとにしまして、値段の關係とか供給の見込み等を、ごく概算で大体に見込んでおる。まして、こまかい一々の配給数量に基きます計算は、從來ともいたしてないのをごさいます。こまかくやりましても、結局におきまして概算でやりましたのと大差ないのと、かえつて場合によりまして、あまりこまかく書きますと、その計算方法のいかんによりましては、違算を生ずるおそれがございますので、大体課税実績に基きまして、それに大まかに増減を見込んで計算をいたしておりますので、もしもこまかい織物の配給でございましてなれば、あるいは適當の機会に商工省方面にお尋ね願ふことを、お願ひいたしたいと思ふ次第であります。

○川野委員長 それでは次に、先般大蔵当局は、税制の根本的な改正を意図しておるという底意だけは、各委員会に明確にしておるのであります。その根本的な改正の具体的な実施の面につきましては、五月のショーブ博士が来朝した後において、こいういうことを言われておる。

【委員長退席、宮崎委員長代理着席】
このことは、少くとも何かショーブ博士の来朝に名をかりて、当面緊急にやらなければならぬ税制改革、ことに所得税の零細所得者に対する軽減、それを通じて國民生活の安定に寄與するといふ緊急な問題について、時間をかせいでいるという形である。まことにこいうことは、私は日本政府として、野坂君の言ひ草ではないが、いさゝか自主性を欠いてゐる感じが強い。しかも大蔵大臣は、所得税その他の改正はやるんだが、二千二十億円の増額の價格調整金が若干ゆとりがあるし、その方をプールとしておいて、税制の改正のときにその方から財源を見つけ出そう、こいうことを言われておる。そうすると二千二十億の價格調整金には、相当水増しがあるとも言つて過言ではないと思ひます。こいうことのできる事柄について、もうすでに一應財源の予定をしておるということであるならば、ほくはもう当初において、できるだけ税制の改正を行ひ、そして零細所得者の過重なる負担を、幾らでも軽減するといふ熱意と努力が、政府にあつてしかなるべきなのであると思ふのですが、それをやらない。そこで端的にお伺ひするのであります。が、かりにショーブ博士が参りまして、参らぬでも、政府においてはすでに税制の改正を考えておる。考えておる以上は、何らかの政府の自主的な税制改正の構想というものが、少くとも最小限度なければならぬと私は考えておる。そこで大蔵委員会、事務当局として、さつぱらんに何か税制改正に關する構想があるならば、その構想の最小限度でもよろしいのでありますから、こゝで具体的に何かその底意の一端でも表示をすることができないか、それをひとつ伺ひたいのです。

○平田(敬)政府委員 税制改正案の具休案の詳細につきましては、まだお話しするのはいかかかと存じますが、私どもの基本的な考え方といたしましては、所得税におきまして、基礎控除、それから扶養親族の控除、並びに税率、この重要な三つの点につきまして、最近の經濟情勢に適合したような変更を加えるということが、所得税におきましては何よりも緊急なことと考えております。昨年相当その点につきましても改正を加えたのでございすが、その後において相當な情勢の変化もございまして、さかの戻つて少し古い時代に比較いたしますと、なほいろいろ検討すべき要素が多数あるように考えております。従ひまして、かような点につきましては、あらゆる材料を整へまして、合理的な説明ができるような案をつくりまして、私どもとしましては、一刻も早く実現いたしたい、かように考えております。

それからいふ一つは法人税の問題でございます。法人税の問題につきましては、先般税制審議会の案といたしまして、世間に公表いたしましたことは御承知の通りであります。が、減價償却に關する問題、それから資本金に対する超過所得税の是正の問題、並びに全体としての法人税の、事業税を通じてした税率の負担の問題、かような問題につきましては、これまで最近の情勢に適合して、あくまでも合理的な姿に法人税をするという見地から、できるだけ限りの資料と案を整へまして、極力実現をはかるように努めたい、かように考えておるのでございまして。

○川野委員長 今の局長の申される税制改正の場合の重点となるべき基礎控除、扶養家族控除並びに税率、この点はそれであるといふのですが、今の物價事情、農村における零細所得、都市における勤労者、中小業者の生計、物價の事情等を勘案し、一方において日

本の今日置かれております財政の現
状、どういふことを勘案いたしましたか、
私は少くとも基礎控除というものは今
の一万五千円を三万五千円、あるいは
三万四千円に引上げる。扶養控除の
点におきまして、現在の千八百円
を、少くとも最低限度においてはは
倍の三千六百円くらいに引上げる。こ
ういふことをわれわれは最低限度にお
いて考えておるのであります。そう
いう基礎控除、扶養控除の控除額の引
上げ等について、もつと数字的に具体
的な大蔵事務当局においては何ら
かの構想があつたように、私は伺つて
おりますので、これは参考のためによ
ろしいのですから、その数字的な構想
があれば、それを一應私どもに聞か
してほしい、こう思うのであります。

○平田(蔵)政府委員 具体的な率の問
題になりますと、現在におきまして
は、一方におきまして財政の支出を幾
分削減できるか、その問題と関係いた
して参ります。それと、その他税にか
かわるべき財源がどれほど求め得るか
というところに相なりますので、つまり
具体的に来るべき改正につきまして、
どういふ具体案をもつて臨むというこ
とまで申し上げるものは、少しいか
がかと存じますが、私どもかつて考え
ましたところによりますと、基礎控除
は少くとも二万四千程度に上げたい。
家族控除は二万四千程度に少くとも
引上げるようにしたい。かような
案は作成したことはございませう。これ
につきましては、なお今後における財
政計画等の関係もございませうから、そ
ういふものをならみ合せて具体案をつ
くりまかせんと、結局机上の案にすぎな
いということになりますので、シヨ

博士がおいでになつた場合におきま
して、具体的にどういふ案で行くかと
いうことまでは、目下申し上げかねま
すことを、御了承願ひたいと思いま
す。

○川島委員 ちよつとしつこいよう
すが、もう一言それについて伺ひし
ておきたいのです。たとえば今日の勤
労所得税は、先年の青田内閣當時に、
扶養家族二十五人として三千七百
円ベースの者に対しては、勤労所得税
は無税という形では改正したと私
は記憶しておる。その後賃金ベースが
六千三百七十四になった。そうすると、
当時賃金ベースを三千七百円もらつて
おつた人が、二・五人の家族の場合は
無税であつたが、ベースが物價の事情
で当然引上げられ、その引上げられて
六千三百円になると、とたんに独身者
は、およそ三千七百円のベースに比較
すると倍近い税金がかかる。それから
また家族がおつても、それに相当の税
額を負担するという形になつて、六千
三百円にベースを引上げても、その面
においてはかえつて非常な苦痛を感ず
る形になつておる。こういうことで、
私どもの考え方としては、これは最低
限度の話ですが、六千三百円の公務員
の平均賃金ベースを、いろいろ意見は
ありますが、かりにこれを國民生活
の最低保障線とする。こういうような
考え方から行きますと、勤労所得の面
において例をとるのでありますが、六
千三百円ベースのもので、独身者は別
であります。少くとも扶養家族を持
つ者に対しては勤労所得税は、六千三
百円ベース以下の者については課税を
せぬということによつて、この困難な
勤労者の台所を守つてやる、という

考え方が必要ではないか。事務当局に
おいてはそういう考え方を、今度の税
制改正をやる場合に、どの程度まで織
り込んで行こうとするか。私どもはそ
ういふ考え方を待つておるのですが、
それに対して事務当局の考え方はどう
であるか。その点を承つておきたいと
思ひます。

○平田(蔵)政府委員 六千三百円の
ベースがきまりました場合は、実は現
在の税法で税金を負担するものとして、
六千三百円が定められたような次第で
ございまして、従つてりくつを申しま
すれば、極端に言えば、きめられた当
時に比較して物價なりその他が上つて
いないとするならば、税金は今のまま
でいいではないかという一つの議論が
あるわけでありまして、従ひましてそ
ういふ角度から單純にこの問題を解決す
るのはいかかであらうか。私どもは所
得税のシステムといたしまして、最近
の全体の物價、賃金の状況、國庫財政
の狀態あるいは他の所得税の關係等か
らいたしまして、基礎控除、家族控除
等はできる限り引上げずという方向の
ものに、どこまで上げ得るかという角
度で案を作成したものであらうか。も
ちろん今の税制は三千七百円ベースを
きめました當時つくりましたものであ
りますから、お話のような点も一應考
究の材料にすべきものと考えますが、
それよりもさらに廣汎な見地から、諸
般の角度から検討いたしまして、でき
る限り所得税の負担の公平な課税が
できるように、案を作成いたすべきも
のではないかと考えておるのでござい
ます。

○川島委員 その点は水掛論になりま
すからやめますが、次にお伺ひしたい
のは昭和二十二年度の滞納額はおよそ
二百四、五十億くらいあつたのではな
いかと記憶しておるのですが、その二
十二年の滞納の整理の状況はどうな
つておりますか。もう一つついでに二
十四年度における確定申告における人
員、所得額、税額、それと予算額との
対照において、どの程度滞納が今生じ
ておるかという二つの事柄について、
お伺ひしたいと思ひます。

○平田(蔵)政府委員 租税の滞納が多
いことは御指摘の通りでございます。ま
して、私も極力この整理について努力
いたしておるのでございます。なか
んずく大口の方の滞納を片づけることに
昨年から非常な努力をいたしまして、
先般委員会に提出いたしましたよう
に、非常に大口の滞納は最近整理が促
進しまして相当減つておりますが、他方
新規に査察部等の力によりまして、相
当大きな脱税を露見したようなもの
の税額が、なかり納まらないで滞納に
なつておるものも相当ございます。ま
ず極力大きな滞納額から片づけると
いう方針のもとに、目下いろいろ努力
いたしておりますが、なか／＼思うよ
うに滞納が減らないのを非常に残念に
思つております。本年一月末現在で滞
納の金額が四百九十八億圓。そのうち
所得税が一番大いわけでございます。
申告所得税の方が三百六十億圓ほど滞
納になつていたのでございます。その
後確定申告あるいはさらに二月におき
まして、この計数はある程度促進され
ておるものと考えておりますが、さら
に新たに一月の確定申告に対しまし
て、更正決定をいたしましたわけござい
ますが、これがやはりなか／＼思うよ
うに入らないところがありまして、現

在相当残つておるようでございます。
その状況でございますが、先ほどちよ
つと申し上げましたように、確定申告
に対して更正決定いたしました額
が、税額で一千六百四十四億圓。申告で出
ました額が六百二十九億圓。これは若
干重複しておりますので、純粹に更正
決定後における申告所得税の分の大体
の確定税額は、概算でございまして、
約千四百億前後じゃないかと見ており
ます。それに対して三月末現在
で、先般お手もとに数字をお示しま
したように、千億四億程度入つており
ます。四月になりましたからなお若干
整理期間中に入つて来ると考えており
ますが、それにいたしましては相当
な金額が本年に繰越されるものとい
うことで、金額におきまして二百億程
度。二十三年の申告所得税におきま
して、本年度に繰越する分を三百億程
度見込んでおりますことは、先般申し
上げた通りであります。なかんずく
所得税においてかようなことになりま
すのは、どうも申告の成績がよろし
くないのと、最後に幾分詰まりまして
から、確定申告に対して更正決定いた
しまして、その税額がなか／＼納税者
が資金にお困りなところが多いと見え
まして、納まらないというところに相
なつておるのであります。二十四年度と
いたしましては、最初から税金を納め
てもうようように極力宣傳いたして参り
たい。まず申告で納まるようにいたし
たい。それと同時に納税者におきま
しても、納税準備金等を極力利用して
いたしまして、これをもちまして納
期において比較的円滑に納められるよ
うにいたしまして、滞納者がなか／＼
全体といたしまして減らないのではな

ざいますが、本年度は極力減らすように努力いたしたい。かように考えておる次第であります。

○川島委員 二十二年度の滞納分は……

○平田(敬)政府委員 二十二年度から繰越された滞納の額は、特別に調べたものではございませんが、昨年申告所得税で予算で約百六十億ほど見込んでおりましたが、百四十億か五十億程度は本年度において完結いたしましたものと大体なっております。

○川島委員 もう一つ伺いますが、今年の予算の説明書の中で、勤労所得、給與所得者の課税人員が大体予想されて一千百万人くらい。それから営業、農業合わせて大体七百何万かの人員が予想されておる。そこで質問するので、二十三年度に大蔵省が算定予想しておりました申告、源泉増徴分におけるそれらの人員と、今度は確定によつて明瞭になった人員との間に食い違いがなかったかどうか。もし食い違いがあつても、それは確定において余分になつたか、それとも予定よりは人員の上においては少くなつたかということ。今度の二十四年度の税制の上にも非常な関連がありますので、その点を明確にしたい。

○平田(敬)政府委員 今予算との詳しい比較は、手元に持ち合せていないわけでありまして、若干の差はあるかと思ひますけれども、大体大きな差はないかと思ひます。

二十三年度の課税の実績見込みでございますが、これはもう先ほども三宅委員にお答え申し上げました通り、確定数字ではございませんが、それを御参考に申し上げますと、源泉課税

の方は人員で大体千三百三十万人になると考えております。農業で三百八十三万人、営業で二百四十九万人その他の事業が七十二万人、合せて七百四十八万人の申告納税分の人員になるものと見込んでおります。

○川島委員 そのことについてはまたあとで別個に直接お聞きしたいと思ひますから、これでやめます。

そこでさらにお伺ひしたいのは、この取引高税の問題、このことはだれがお伺ひしたかもしませんが、私は聞いておりませんので、あるいは失礼になるかもしれませんが、取引高税の本年度の全国取引高はどの程度に見えておるかということ、その取引高の中で捕捉される取引高というものは、どの程度と見てこの予算ができたかという内容について、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 取引高税につきましては、昨年度からすでに実施しておりますので、一定の課税の実績が出ておるわけでございます。この実績に対しては、本年度は税率の変更等もございませぬので、物價生産等の状況の變化を考慮しまして、今年度の歳入見積りを出したわけでございます。従いまして取引金額は税率で換算していただきますと、おのずから出て参ります。取引金額の方から詳しく計算いたしておりませぬ。最近の課税実績に対しては、それ、その後における生産、物價等の状況の変更を考慮いたしまして、本年度の歳入見込額を出しておるわけでございます。従いまして反対に推定いたしますれば、取引金額が出て参ります。今計算いたしておりませぬので、必要でございます。

ば後ほど計算してお答え申し上げます。

○川島委員 この取引高のことについては、昨年この税を設定する当初において、大蔵省では明細な調査をしまして、多分その推定でありました。ところが、かなり詳しい年間取引高というものを出したことを私は記憶しておる。その中で六〇％あるいは七〇％とれるものとして、こういう計算が成り立つたという説明を私は聞いておる。少くともその実績だけでなく、この税を引

續き続行する以上は、二十四年度の日本の産業の状況、基礎産業の生産の計画その他を中心として、一年間の取引高というものはおおよそ推定される。その推定された額に対して捕捉される取引高の課税はどの程度かということ、は、あらかじめ推定の数字であつても明瞭であるべき筋合ひだと、私は考えるのであります。そこでその資料がなければあつてよろしいのでありますから、それができておれば、あとでわれに配付していただきたいということとを希望しておきます。

それから最近反税運動という問題が、本会議その他でも非常に重要な關心事になつておりました。私どもの党におきまして、この問題がいろいろの論議の対象となつており、われわれとしては、それ、具体的な方面へ具体的な折衝もしたことがあるのであります。一体局長としては、この反税運動という一種の言葉に対して、どの範囲が反税運動であるかということについて、ある程度明確にしておいていただきたいと思ふ。場合によつてこの反税運動という言葉だけをとりえて、何か組合あるいはその他の者が三人ある

いは五人と衆をなして税務署へ行く。そうして課税額に対していろいろの疑義があるのを、それに対する抗議をする。その抗議をすること自体が何か反税運動に持つて行かれるというふうな不安が、相当このごろは強くなつて來ておる。納税者が正しい意味において税務署に出頭して、口頭でそれ、折衝することは、必ずしも反税運動とは認められないのであります。ところが

実際は、税務署はそういう考え方でなくして、何か事がめんどろになる、それを反税運動のわく内に入れて納税者をおどしつける。こういう事例が実はあるのであります。そういうことがありますので、この際税務当局、この局長において、反税運動とはどの程度のもを言うのかということについて、國民の前にある程度明確にして

おく必要があるのではないかと。また各税務署の税務官に対して、反税と目されるもの、反税でないものというはつきりした境界線はつけられないでも、少くとも大体の大づかみな線を税務署に嚴重に示達して、納税に対して善良な國民を協力せしめるように仕向けることこそ、私は税收入を確保する上においてきわめて必要なことだと思ふ。ところがそうでない事態が実はあちらこちらの税務署にある。そういう意味合いにおいて一應税務当局の見解を表明しておいていただきたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 今御指摘のようなお尋ねに對しまして、完全なお答えをいたすことはなかなか困難な点もございまして、大づかみのところを申し上げます。一番問題になります点は、昨年國

会の審議を経まして御協賛を得て成立いたしました。國稅犯罪取締法の第二十二條に規定がございまして、この規定によりまして「國稅ノ納稅義務者ノ爲スヘキ國稅ノ課稅標準ノ申告ヲ爲サルコト若ハ虚偽ノ申告ヲ爲スコト又ハ國稅ノ徵收若ハ納稅ヲ爲サルコトヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役」云々とあります。この規定に典型的に該当するような行為がございすれば、私は反税運動になるというのを申し上げることができると思ひますが、その他の場合におきましては、一つは税務代理士法に關連いたしまして、税務代理士法によつて一定の税務代理業務を業としてやる場合におきましては、税務代理士法によりまして、認可を受けました税務代理士しかできないわけでありまして、従いまして税務代理士法に該当するような行為につきましては、あの規定の適用を受けま

すので、それに關連して行き過ぎがあれば、その規定によつて処罰を受けるようなことがあるかと思ひます。その他の場合におきましては、よほどのひどい公務執行妨害になるような例もまああるようでありまして、極端に申し上げまして、多数の者が税務署に押しかけて、署長の承認を得ないで部屋に入り込んで強談判をするといったような例がございまして、そういう場合は、場合に

よりましては刑法に触れるといったようなこともあろうかと存じます。態様によりましていろいろございまして、全部を網羅的に御説明申し上げますことはなかなか困難でございますが、さうな点が主として關係のある部面かと存じます。御意見のように、私どもはまじめな團體の意見等はよく

聞いて、課税の参考にするようにといふことは言つておきます。従いまし、ところによりましては非常にうまく行つておるところもございます。ところによりましては税務署のやり方がなれていないのと、一方におきましては、やはりそういう団体の方々がこれも十分でないといふので、どうも衝突を起して、非常におもしろくない事例まで来しておるような例もございしますが、さうな点につきましては極力税務官職としましては判断を誤らないようにして、まじめな納税者の場合においては、納税心を阻害するやうなことなく、むしろ円滑に納税し得るように行きたい。この反面、ほんとうに悪質な運動に對しましては、断固強硬な態度をもつて臨む。かような方針で極力指導いたしております。が、漸次最近におきましては、さうなことにおいても大分経験を積んで來ましたので、本年度におきましてはさらに一層よく指導いたしまして、適切な効果を生むように努めて参りたいと考えている次第であります。

○川島委員　そこでもう一ぺん先ほど質問しましたことにもどるのですが、取引高税のことについてお尋ねするのを忘れましたから、もう一ぺん聞いておきますが、これは私が承知しておる範圍の事柄で、実際に事実があつたのですが、取引高税の最後の徴収をする場合に、税務官が営業者のところへ参りまして、いわゆる天くだりの一方的な査定をする。それでお前のところへこれだけ納めてもらいたい、いろいろ事情もあるだろうが、これはひとつ政府も困つておるから、國家に寄付するつもりでいや應なしに出してはし

い、こういったことを言つて取引高税を徴収して歩いた事実がある。税金と國家の寄付とはおおよそ意味が違ふので、税の意味をなさない。そういうことを非常にやつたということについては、私はいろいろあると思うのですが、やはりこの取引高税についても、一般の所得税と同様に大蔵省から財務局、財務局から各税務署ごとに年間の割当をして來たという事実が、さういふ現象を生ぜしめたのではないかと私は思う。その他いろいろ事情があると思ひますが、大部分は財務局の割当といふことが、重要な理由になつてゐるのではないかと。事実上において今私が申し上げたことが非常に頻々としてあつたのであります。大蔵省として一体その財務局を通じて税務署ごとに、この取引高税の最後の徴収の場合には、大まかな割当をして、各税務署にそれを督促し、それを強行せしめるといふやうな指令でも出してやつたのであるか、それをひとつ伺いたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員　取引高税の実施につきましては、今御指摘のように、取引金額をよく調べもしないで、何でもいからとにかく出しておいでくれ、わすかの金額だから出してもらいたい、こういうことを言つておるといふ例を私もたまに耳にいたしたもので、こういうことは断じてあるべきことではないといふので、通牒をたびたび出してありますし、それから先般會議におきかしても、そのことは特に厳達いたした次第でございます。これは御承知の通り、税金は税法に従つて徴収すべきものでございまして、取引金額がないのに、とにかく納めて

くれなんといふことは、言語道斷だと私も考えておりますので、その点は今後におきかしても特に注意をいたすつもりであります。それから目標のお話がございましたが、これはほかの税と同じように、いろいろ目安としてつくつております。つくつておりますが、これは私も先ほど言つておりますように、税法を適正に施行しますときの努力目標にすぎないのであります。それにとられるあまり、税法以上のことを断じてやるべきでない。税法の通りにやつて目的に達しないならもうさしつかえなしに。この反面適正な税法の執行をいたさないで目的に達しない場合は、適當の責任を問われるかもしれないといふ意味合いのものであります。これにとられるあまり、あるいは御指摘のやうな実情に相なつたかと思ひますが、嚴重に今後におきかしては判断の誤りのないやうに、十分厳達いたしたいと思ひますので、その点御了解願ひたいと存する次第であります。

○川島委員　今の割当のことについてもう一ぺん尋ねておきたいのですが、二十三年度——もちろん二十二年度も大体その方針でやつて來たのですが、税務署はことに農業所得税について、一反歩畑については幾ら、たんぼは幾ら、こういうふうな動かしことのできないやうな所得額を定め、それを農業所得税として農家から徴収するといふことが、一昨年も昨年も強行されて來てゐる。従つて、その範圍で納得できる農業所得者ならばよいのですが、一律一体でやつて來てゐるために、どんな環境の悪い、水利の悪い、あるいはその他の條件の劣つて

いる農家に対しても、標準的に一律的にやつて行かために、その標準が背負い切れない、こういう事態が農家には相當あつた。ああいう事態を二十四年度にも強行して行く大蔵當局の方針であるのか、ああいうことをまた指示してやらせるつもりであるか、それを一應伺つておきたい。

○平田(敬)政府委員　農業所得の計算の場合におきまして、御指摘の通り、反当りの所得を計算しておりますのは、これは実は今始まつたことではございせん、何十年來この方法でやつて參つて來てゐるのでございします。さうでございせん、一つ、農家について調査がなかなか困難である。むしろさういふ方法によりまして、極力いい標準をそのかわりにつくりまして、標準の適用の仕方はいろいろ研究する必要があるが、基準を示してやるのが、むしろ所得の公平を期するゆゑではないかと考えまして、この方は多年大蔵省で昔からやつてゐる方法でございしますが、今後におきかしても農業所得については、やはりさういふ方向で極力指導して参るよりは、かゝらないのじやないかと考えるのであります。ただ、つくり方に問題があるのかと考へますが、今までやはり中庸農家というものを選びまして、その点を標準にしてある程度の收支調査をいたしまして、それをもとにして、この地域は反当りいくらというのを実はつくつてゐるわけでございます。この中庸農家を選定するにつかしましてよく注意しなければならぬのと、それから標準率を適用いたします場合におきまして、やはり御指摘の通り必ずしも標準通りでない農家もございしますし、反

對に標準よりもいい農家もございしますし、従つて今までもやかましく言つてゐるんですが、なか／＼徹底いたさなかつたのですが、本年度といたしましては、極力標準を適用する場合に上下の差別をつけて適用するように、できますならば同じ一村内におきかしても数段階にわけまして、適正な所得を得るやうにしたらうであらうかといふことを、政府としては極力指導しております。これは一つは標準でございしますから、従つて所得を申告される場合には、所によりましては相當よりどころになりますし、標準を公開いたしましたために、昨年は所によつては納税が非常に促進されてゐるところもございします。反対に、公開いたしました標準はもう絶対的動かせないのだから、誤解を受けてゐる向きもあるやうでございしますが、もしも標準で當てはめたとすると実際の所得が違ふ場合におきかしては、違つた事情をよくお申し開き願ひまして、できますればほんとうの所得によつてやるべきものでございしますから、一つの便法だといふことを特にこの機会に強調いたしまして、行き方としてはああいう行き方をとつて、極力課税の公平を期するやうにしたいといふのではないかと。標準のつくり方、適用の仕方については今後一層の検討を加えて、いいものにして行きたいと考えている次第であります。

○川島委員　農業所得の場合に一定の標準を設けて納税の指導をする。これは私は必ずしも悪いとは思つておりません。しかし標準並びに標準以上のものに対してはそれで納得できるのです。が、ままた災害があつたりあるいは虫害があつたり、あるいはいろいろの事情

で條件が悪いところも、その標準で押しつけるということが、実際はかならず税務署にあるのであります。そのため非常に農家が負担の過重に悩んで、非常な苦痛を感じる。結果においては農業をやめる者もできたり、あるいははなはだしきときは、埼玉縣でも実はここ二、三箇月の間に発狂した者とかあるいは自殺をした者とかが、三日おきぐらゐに新聞に出ておるような状態でありまして、そういうところに非常な誤りがあるためであるからであります。それで私は今局長の申されたように、やはり一村の中でもいろいろ條件が違うものがありますから、それを一々全戸ごとに區別をするということ、は、なか／＼容易じゃないということ、私は私に承服できる。そこでできるだけ上下の差別の段階を設けて、なるべく農業所得に対しては課税の適正を一層期するということ、きわめて大切なことであらうと思ひますので、そういうことについては一段の努力を私は希望しておきます。

それからいろいろこまかいことばかり聞くようであります。最近政府は料飲店の再開を行つた。この料飲店の再開はいろいろの意味もありませんが、主として地方財政の財源にも充てたい。ひいてはまた國の税収入の増加も期待する。こういう事柄が料飲店再開の目的の中に、重大な要素となつて織り込んであると私は考へております。そこでこの料飲店の再開を実現する場合に、一体地方財政においてはどのくらい税の増収が見込まれるのか。同時に國の収入においてもどの程度の増収が見込まれるのか。そういうことについて、すでに調査があつたと私は思ふ

のであります。このことについて何か見通しがありましたらならば、それを開かしていただきたい。

○平田(敏)政府委員 料飲店の再開に伴ひまして、今主として増収の出る部分は、私は私に承服できる。そこでできるだけ上下の差別の段階を設けて、なるべく農業所得に対しては課税の適正を一層期するということ、きわめて大切なことであらうと思ひますので、そういうことについては一段の努力を私は希望しておきます。

難であらう。かように考へておる次第であります。

○川島委員 續いてお伺ひいたしますが、きのうでしたか、おとついでしたか、吉田総理大臣は参議院の予算委員会が大蔵委員会でしたか、記憶がないのであります。タボコを民営にしようとしてみたかどうかというやうなことをかなり明確に話しておるらしい。大蔵当局ではこのタバコの專賣の問題を民営に移すというやうな、事務当局においても何か構想をもつて準備をされておるか、民営の方がよろしいと考へておられるかどうか、それをひとつ聞かしていただきたい。

○川島委員 この一万六千九百三十八件の中で検査された日本人と、日本人にあらざるものが多少あるのではないかと。その内訳はできておりますか。

○平田(敏)政府委員 今ここに統計はございませんが、最近検査しております大口のものは、日本人以外のものが相当ございます。それにことに都會附近のいわゆるカストリというものは、ほとんど日本人以外の者が多うございまして、現在その密造につきましては相当多数の警察官、税務官吏を一時に出動せしめまして、これの反則の取締りに當つておるのであります。その面が相当ありますことは事実だらうと思ひます。

○川島委員 最後に二、三まとめてちよつと触れて、大蔵大臣の答弁を求めたのであります。當時時間を急いでおりましたので、大蔵大臣の明確な答へも、それに対する私の重ねての質問も、遠慮してしまふという形でありましたので、最後にお伺ひしておきたいと思ひます。先般も主税局長がその席上に列席されておたので、さだめしお聞き及びであらうと思ふのであります。が、税務官の責任制の問題であります。私どもの経験あるいは法文上のいろいろの調査によりまして、どうも實際面においては税務官に非常に責任

がない、こういう形から申しましていろいろ税務官の忌まわしい事件が起る。またそれによつて國民の生活の上非常に恐怖を感じたり、少なからざる損害を與へたりする場面が非常に多いことは、主税局長もさだめし御承知であらうと思ひます。この間も私は申し上げたのであります。今度の税制改革をやります場合には、税務官の責任制をぜひとも確立する必要があるということを、私は強く考へておるのであります。たとえば埼玉縣なども、今浦和税務署が問題になつておりますが、税務官に非常に若いふなれた者が多いということは、われ／＼も了承するのであります。今日ではその悪質な者が非常に多くなつて來ておる。これは國の税の徴收の上にとつて、まことに重大な問題であらうと思ふのであります。そこで今度の税制改革を機会として、税務官の責任制をぜひとも確立する必要がある。

まず第一には、先般も申し上げたのですが、納税者の側から言へば、納税者の受取りました税金の通知に対して、それが仮更正であらうと確定更正であらうとそういうことは聞かないで、納税者がそれに対して著しく不服がある。こういうことで異議の申請をいたしますことは、今の規定で認められておるのであります。實際にはただ机上で認められておるというだけで、税務署も他の都合もあるであらうでしょうが、その申請に対してほとんど手をつけていないというのが實際であります。その理由については税務官がふなれたのである、あるいは人員が足りないということも、さだめしあるであらうと思ふのであります。かりそめに

も法規上異議の申請を受け付けていいのだということに明確になつておる以上は、その申請に対してできるだけ誠実に対処することが、建前でなければならぬと思ふのです。ところが突撃においてはそうでない。出しても一箇月経ち二箇月経つてもそのまゝになつて、最後にはその問題はいつの間にかよへ片づけられて、たちまち督促が来る、差押えが来る、裁判をするというのが普通のあり方であります。そういうことでは納税に対して國民の力強い協力を得るといふことの建前から言つて、これをきわめて不可能なことに追いやるような結果になるおそれが十分にあらうと思ふます。そこで納税者が申請をした場合に、少くとも一箇月、あるいは四十日というような期限を切つて、四十日なら四十日の間、あるいは一箇月なら一箇月の間に、税務担当官から納税者に何らの通知がなかつた場合には、納税者の提出いたしました異議の申請の内容を正当なものとして認めて行く。いわゆる一つの制限期間を設けて、それによつて何らの通知を受けなかつた納税者に対しては、納税者の側から言へば、自分の出した申請が正当であると認められたことにして、ただちにその税を郵便局もしくは銀行に納入をする。それで片がつく。こういうことにすると、忙しいではあるが、税務官に一つの責任を負わせ、責任制を確立するといふ一面にもなり、國民にとつてもきわめて簡便な形になり、煩雜で貴重な時間を費すことも少からしめることになるではないかと思ふ。これに対して事務当局はどういうお考えを持つておられるかということが第一点。

第二点は、税務官がことさらに、もしくはその税務官として当然負うべき責任を怠つて、税の査定に対して著しい過誤があつた。たとえば百万円の所得に対して、怠慢かも知れぬことさらに氣持で百五十万円、あるいは百万円の所得に対して、ことさらにあるいは怠慢によつて八十万円にしたとか七十万にしてみるということが今日ある。そういうことであつてはならぬ。しかもそういうことをしても、税務官には何らの責任がないという形に今日なつておればこそ、そういう問題が漸発するのではないかと思ふ。そこで私は、故意または過失によつて税の査定について重大な過誤があつた場合には、その担当の税務官に対しては、やはり何らかの処置をするということに臨まれることが、かなり必要ではないかと思ふ。そういうことにいたしますれば、さだめし税務官も税務官としての責任を感じ、きわめて適正、公正なる査定をして、最大の苦心と努力を拂つて行くことになるのではないかというふうな思ふのであります。そういうことについて、税務官の責任を追及するような措置を、明確に法文の中に表わして行くことはどうかということが第二点であります。

第三点は、たとえば完納者、税金をすでに納めた者に対して督促状を出したり、あるいはまたはなはだしきは差押えの通知を差送したりすること。今日では非常に多いのであります。そういうことは事務的な齟齬のため、人員の不足のためといふだけでは済まされない問題であらうと思ふ。それによつてまじめな善良な納税者が、いかほど困難を感じ迷惑をしているかということは、まづたく枚挙にいとまないのが現実の姿であります。たとえば完納した納税者に対して督促状を出し、あるいは差押えの通知を出す、それを受取つた納税者はもとより善良なまじめな納税義務者ですから、あわてふためて税務署へ行つて一日暮れしてしまふ。それも近ければよいが、二里も三里も遠いところから行つて、しかも窓口で待たせられかねないで、担当の責任者の手のすくまで待たされ、二時間も三時間も経つてようやく話がついて、これは間違つたんだと言われて納税者はすく／＼帰つて来る。こういうことによつて納税者に貴重な時間を空費せしめ、その上一日の營業を放擲せしめた実質的な損害は相当なものであらうと思ふ。そういうつた國家が善良な國民に不測の損害を與えた、実質的な費用をかけたしたりした場合、その費用の弁償をしてしかるべきだと思ふ。ところが今の法律ではそういうものが一つもない。ですから税務官吏は、間違えれば間違つたときでよろしい、本人が来たときこれは間違つたと言つて帰せば済むのだ、というふうな氣輕な立場で過誤を犯しているために、よくいふやうなことが起るのではないかと思ふ。そういう事柄もやはり改めまして、今度の税法の改正を機会に、私の言う税務官の責任性を確立する。そのために國民に不測の実質的な損害を與えたものに対しては、政府は進んでその損害を補填する。あるいは実費を弁償してやるというくらいなことを必要とするのではないか。そういう事柄によつて、繰返して申し上げますが、こういうあやまちができるだけ少くなつて来る、ということにも

なるのではないかと思ふのであります。あまり重ねて申し上げるといけなと思ひますから、この三点について、一体事務当局の専門家として、どういふふうな考えられるか、それを明確に聞かせてほしいと思ふのであります。

○平田(敬)政府委員　まことにどうも私ども平素非常に注意いたしておるのをごさいます。注意が届かないで、非常に納税者の方々にも、ことに最後に御指摘になりましたようなことにつきては、御迷惑をおかけいたしておりますことは、私ども平素から非常に恐縮に考へておるところでございます。趣旨におきまして、税務官吏に責任を持たせる方向に將來持つて行くといふことにつきては、私ども全面的に賛成でございます。極力そういう方向に持つて行きたい。仕事の分担等につきては、はつきり責任を明らかにしてきめて行く。職階級等もそれに應じて適切な職階をつけ、重大な責任のある者には相當な待遇をする。そうでない者につきては普通の待遇で済ますといつたようなことにつきては、さらに一層進んで参りたいと思ひております。今までのところ熱練した官吏が少いために、實際問題といたしまして、ほんとに、實際問題といたしまして、ほんとうはもう少し熱練した有能な官吏にやらせなければならぬのを、仕事が多のためにやむを得ずそうでない者にしてやらせておるやうな現状でございます。これは一刻も早く私はこのやうな事態を改善して行く方向に向つて、進んで行くべきだと考へておるのをごさいます。従ひまして税務の運営全体につきては、御趣旨のやうな趣

旨で行くことにつきては、趣旨といたしましては私どもまづたく賛成でございます。従ひまして内容といたしましては、もしも税務官吏が重大な過失あるいは故意に非常に職務に反するやうなことをやる。あるいは法令に違反したやうなことをやる、こういう場合ににおきましては私は假借なく責任を問うて行くべきものだと思います。それは行政措置によりましてあるいは減俸あるいは懲戒等のことができますので、そういう方向で極力やつて参りたい。それと同時に税務官吏としての職責を果した者につきては、是れは、どんな職階が上つて行きました、相當な待遇を與え得るやうにしたい。こういう方針で今後この税務行政を進めて参りたいと思ひております。

そこで最後に、この法的措置をどうするかというお尋ねでございますが、審査の出た場合におきまして、これも私ども極力調査した者以外の者に、審査を担当せしめるといふやうな制度を早くとつたらどうかと思つておりますが、残念ながら審査の件数が多いために、それから何しろ非常に熱練した官吏が少いために、それだけ分担してやらせることができません。從來も欠陥を感じながらなかつた実行できなかつたのでございまして、完全に全面的でなくとも、少しづつでもそういう方向に行くやうに、ことさらに考へております。それから御指摘のやうに、一定期間を過ぎて何ら税務所から意見がない場合は、申請があつたものと認めるということになつて、勢いただ單純に期限が来ますとまた却下する。それで

はトラブルが一向解決されないという

ことにもなりますから、問題はむしろ
そういうものをいかにすれば最も有効
適切に機敏に裁き得るか、いかにすれ
ば熟練した官吏を配置することができ
るかということにあるかと思いま

す。従いましてそういう方向に極力努
めまして、この問題を解決の方向に進
めるようにしたらどうかと考える次第
でございます。従いましてまたさらに
賠償等の問題につきましても、むしろ
行政上の責任を徹底的に追究しまし

て、それによつてやつて行くというこ
とで、この際極力善処するという方向
で進めて行きたいと考えております。

○川島委員 最後に一言申し上げま
す。これは非常に小さな問題なのであ
りますが、この機会に当局の意見を聞
いておきたいと思うのです。局長も御

承知の通り昨年われ／＼の仲間が主張
して婦人用の木製のくし、何と言うか
専門語はわかりませんが、あれは物品
税からとりはずしたと思うのです。そ
の当時われ／＼もうっかりしておつた
のですが、同じくしでありながら、セ

ルロイドのくしに対しては木製のくし
と別個に扱つて、今日まで物品税を存
続しておる。こういうことで私ども
もそれをうつかりしておつたのです
が、私もどうも合理的ではないようにに

感ずるのであります。従つて木製のく
しなどを物品税からはずした以上は、
その品質のいかんにかかわらず、大体
同じようなものであるセルロイドでつ

くつたくしなどは、物品税からこの際
はずしてやるべきではないか。こうい
うふうにわれ／＼は一應考えるのであ
りますが、事務当局はその問題につい

てどういうふうに考えておるか。それ

を伺いたい。

○平田(敏)政府委員 ただいまの点
は、昨年の国会の御要望に應じてそう
いう改正をいたした次第であります
が、ただ私どもやはり木製、つげ製の
方は除いて課税をいたしております。

その他の木製とか竹製になりますと、
これはいかにも品質、値段の低いもの
が多い。これに比べてその他の製品は
そうまでもなからうというので、一應

つげ以外の木製のくしと、それから竹
の製品、これは非常にくしの中で下の
方のものだという意味で除外いたした
のであります。工業的に生産される

セルロイドとか合成樹脂などのくし類
があります。こういうものについて
は若干の物品税がかかつておいたしか
たなからう。かように考えておる次第
であります。

それから先ほどの取引高税の取引額
の概算の数字ができましたので、ちょ
つと申し上げます。大体在來の計算方
法を用いて計算してみますと、取引額

の総額が九兆九千六百四十六億、その
うち非課税の取引の分が三兆三千八百
九十億、課税取引が六兆五千七百五十
億、このうち大体八〇％捕捉可能とい

たしまして、先ほど申し上げたような
改正による増減を考えまして、四百五
十一億という数字を算定をいたしてお
る次第であります。

○富樫委員長代理 本日はこの程度で
散会いたしまして、明後日午前十時三
十分より再会し、本法案に対する質疑
を継続いたします。

これにて散会いたします。